



24町監第128号

2025年1月24日

請求人 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ

同 古 川 健太郎

住民監査請求に伴う監査の結果について（通知）

2024年11月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。



# 第 1 請求の受付

## 1 請求人

(略)

## 2 請求書の提出

2024年11月28日

## 3 請求の内容

請求人から提出のあった住民監査請求書及び事実を証する書面から、請求の内容を次のように解した。

### (1) 主張事実

2014年度から2017年度までに町田市が各会派に交付した政務活動費の一部について、政務活動費を充当すべき支出に対する交付とは認められず、不当利得返還請求権が認められた住民訴訟の判決（東京地方裁判所令和6年2月29日判決（令和2年（行ウ）第16号）。以下「町田市における政務活動費住民訴訟判決」という。）によれば、2018年度から2022年度までに町田市が各会派に交付した政務活動費の一部についても、次のとおり政務活動費を充当すべき支出に対する交付とは認められないものがある。

#### ア 調査活動費（病院の駐車場料金）

病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認され、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が存在する。そして、別表第1調査活動費（駐車場料金）の各支出については、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等の政務活動のために上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

したがって、別表第1調査活動費（駐車場料金）の各支出については、政務活動費を充当すべき支出ではない。

#### イ 調査活動費（タクシー料金）

午前1時台から午前4時台に利用したタクシーについては、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難いことから、別表第1調査活動費（タクシー料金）の各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠くものである。

したがって、別表第1調査活動費（タクシー料金）の各支出については、政務活動費を充当すべき支出ではない。

#### ウ 調査活動費（ガソリン料金）

議員の使用した車両は、政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、使用した車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、別表第1調査活動費（ガソリン料金）の各支出のうち政務活動費を

充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

#### エ 通信費

議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、通信機器は、政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも使用されていた蓋然性が高い。

したがって、別表第1通信費の各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

#### オ 事務費

市議会議員の活動は、その性質上広範かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の購入費については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能である。

したがって、別表第1事務費の各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

### (2) 措置要求

(1)に記載する主張事実のとおり、政務活動費を充当すべきでない支出について、市長は、別表第2に記載する各会派（以下「本件各会派」という。）に対し、同表に記載する本件各会派の返還請求額の返還請求権を行使することを求める。

## 4 監査委員の除斥

本件請求において、三遊亭らん丈監査委員及び東友美監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

## 5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

# 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

第1の3（1）に記載する主張事実に基づき、市長が本件各会派に対する返還請求権を有しているかを監査対象とした。

## 2 監査対象部課

議会事務局を監査対象とした。

### 3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、2024年12月10日に請求人に証拠の提出の機会の付与を行い、同月19日に請求人の陳述の聴取を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、議会事務局職員を立ち会わせた。

また、2024年12月12日に議会事務局から弁明書の提出がなされ、同月19日に議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。なお、議会事務局の弁明書及び陳述において、議会事務局を経由して本件各会派の主張を聴取した。弁明書及び陳述の内容は、次のとおりである。

- (1) 議会事務局は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実について、諸派(友井和彦)に係る主張事実以外は認める。
- (2) 本件各会派(諸派(友井和彦)を除く。)は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実について認める。
- (3) 議会事務局及び諸派(友井和彦)は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実のうち、2020年度の調査活動費(ガソリン料金)及び2021年度の事務費に係る主張事実は否認する。

2020年度の収支報告書及び会計帳簿に記載のとおり、当該年度の調査活動費(ガソリン料金)の支出額150,805円については、その2分の1の額を政務活動費の対象として計上している。

また、2021年度の2022年1月15日の事務費については、2023年9月25日付けで、町田市議会政務活動費収支報告書等修正届を提出し、当該支出を政務活動費の対象から削除している。なお、修正後の収支報告書に記載する支出額は、政務活動費の交付額を上回るため、返還義務は生じていない。

その余の第1の3(1)に記載する請求人の主張事実については、認める。

- (4) 議会事務局及び本件各会派は、第1の3(2)に記載する請求人が主張する返還請求額については、争う。返還請求額は、各年度の収支報告書上の支出の総額から政務活動費を充当すべきでない支出の合計額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る部分に相当する額である。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 関係法令等

ア 法第100条第14項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと定め、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないと定めている。

イ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月町田市条例第17号。以下「政務活動費条例」という。）第2条では、政務活動費は、町田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付することを定め、政務活動費条例第3条第1項では、政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額6万円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの区分による期間ごとに交付すると定めている。

ウ 政務活動費条例第5条では、政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と定め、政務活動費条例別表において使途基準を定めている。

政務活動費条例別表  
政務活動費使途基準

項目	内容	例示
略	略	略
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代）、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費（ガソリン・軽油代）、有料道路通行料、駐車場代等
略	略	略
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費	電話代、ファクシミリ代等
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等

エ 政務活動費条例第6条では、会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならないと定め、政務活動費条例第7条では、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて議長に提出しなければならないと定めている。

オ 政務活動費条例第8条では、政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないと定めている。

カ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月町田市規則第9号）第2条では、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、町田市議会政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければ

ならないと定め、同規則第3条では、市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、町田市議会政務活動費交付決定通知書により、当該会派の代表者に通知すると定めている。

キ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条では、議長は、政務活動費条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付すると定めている。

ク 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針では、調査活動費（ガソリン料金）の上限について、2019年度以前にあっては144,000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものと定め、2020年度以後にあっては2分の1を支出できるものと定めている。

また、通信費の上限について、2019年度以前にあっては会派所属議員1人当たり240,000円を限度に支出することができるものと定め、2020年度以後にあっては具体的な使用実態を裏付ける証拠がない場合、2分の1とし、按分後の上限額は、会派所属議員1人当たり240,000円を限度に支出することができるものと定めている。

ケ 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針では、実費弁償の原則及び按分の考え方を次のとおり定めている。

	2019年度以前	2020年度以後
実費弁償の原則	政務活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。ただし、調査研究その他の活動のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）、海外視察の際の食卓料及び通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料）については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準（定額を上限）で充当する。	政務活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。
按分の考え方	会派（議員）の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。	

- (2) 本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について（住民監査請求書提出時点）  
 収支報告書等の記載によれば、住民監査請求書提出時点における本件請求に係る各年度の本件各会派の政務活動費の交付額、政務活動に係る支出額、残余金返還額については、別表第3のとおりである。
- (3) 本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について（住民監査請求書提出後）  
 住民監査請求書提出後の2024年12月16日から2025年1月15日までにおいて、本件各会派から各年度の町田市議会政務活動費収支報告書等修正届が提出され、次表に定める額の政務活動費の返還がなされた。

会派名	2018年度分 返還額	2019年度分 返還額	2020年度分 返還額	2021年度分 返還額	2022年度分 返還額
自由民主党		288,151円		122,434円	
公明党	883,571円				
まちだ市民クラブ	560,982円				302,507円
保守の会	836,013円				
諸派(新井よしなお・ 矢口まゆ)	117,273円				
諸派(友井和彦)	62,468円	153,798円			
諸派(藤田学)					
選ばれる町田をつくる会					141,555円

## 2 判断

1 事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のように判断する。

### (1) 返還請求権の判断枠組みについて

最高裁判所第二小法廷平成30年11月16日判決（平成29年（行ヒ）第404号）及び最高裁判所第三小法廷令和3年12月21日判決（令和2年（行ヒ）第335号）によれば、政務活動費の不当利得返還について、次のように判断がされている。

政務活動費の交付の決定は年度ごとにされ、収支報告書の提出も年度ごとに行うこととされているところ、法及び当該自治体の条例は、政務活動費の用途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、上記用途に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。当該自治体の条例の返還規定は、このような場合に不当利得返還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

また、当該自治体の条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて用途を明らかにさせ、

使途基準に適合した支出に充てなかった残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費が使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、当該自治体の条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。そうすると、以上のような当該自治体の条例の定めの下では、政務活動費の収支報告書に使途基準に適合しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る場合に、当該政務活動費の交付を受けた会派は、当該下回る部分に相当する額のみを、不当利得返還義務を負うものと解するのが相当である。

また、町田市における政務活動費住民訴訟判決においても、上記最高裁判決と同様に、収支報告書上の支出の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る場合に、当該政務活動費の交付を受けた会派は、当該下回る部分に相当する額のみを、不当利得返還義務を負うものとされている。

本件請求においても、不当利得返還請求権について、同様に判断する。

## (2) 政務活動費を充当すべきでない支出の判断枠組みについて

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、政務活動費を充当すべきでない支出について、次のように判断がされている。

法第100条第14項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと定めているところ、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解するのが相当である。

そうすると、政務活動費を充てることが許される会派又は議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為又は活動が、その客観的な目的や性質に照らし、議員としての活動との間に合理的関連性を有することを要するものと解される。

政務活動費条例第5条では、政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と定め、政務活動費条例別表において使途基準の項目、内容及び例示を定めている。

また、町田市議会政務活動費使途基準の運用指針においては、使途基準についての留意事項、政務活動費として支出できない経費、実費弁償の原則・按分の考え方について規定されていることからすれば、同運用指針は、使途基準の内容をより具体化したものであると解するのが相当である。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、政務活動費条例第8条では、残余があれば返還しなければならないことからすれば、政務活動費

を充てることが許される会派の調査研究その他の活動（政務活動）にかかる経費に該当するためには、当該行為又は活動に基づく支出が使途基準に則したものであることを要するものと解され、政務活動費条例に基づき政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を使途基準に適合しない支出に充てた場合には、当該支出は、政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられたものということになる。

本件請求においても、政務活動費を充当すべきでない支出について、同様に判断する。

(3) (1) 及び (2) の判断枠組みに基づき、本件請求について、次のように判断した。

ア 請求人が主張する別表第4に記載する本件各会派に対する各年度の政務活動費に係る不当利得返還請求権について

別表第4に記載する本件各会派の各年度の収支報告書等によれば、収支報告書上の支出の総額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない額を控除した額が政務活動費の交付額を下回らず、不当利得返還義務が生じない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

イ 請求人が主張する別表第5に記載する本件各会派に対する各年度の政務活動費に係る不当利得返還請求権について

別表第5に記載する本件各会派の各年度の収支報告書等によれば、収支報告書上の支出の総額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない額を控除した額が政務活動費の交付額を下回り、不当利得返還義務が生じる余地がある。そのため、請求人が主張している政務活動費を充当すべきでない支出が、使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものであるかについて、次のように確認した。

(ア) 第1の3 (1) ア調査活動費（病院の駐車場料金）

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせるとされている。そして、議会事務局及び自由民主党会派の主張によれば、当該支出に政務活動費を充当すべきでないことを認めており、私的利用目的であることの推認を覆すものが確認できない。

したがって、当該支出については、使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものと判断する。

(イ) 第1の3 (1) イ調査活動費（タクシー料金）

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、午前3時から午前4時頃までのタクシーの利用については、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難いとされている。そして、議会事務局、自由民主党会派及び諸派（新井よしなお・矢口まゆ）は、当該時間帯に政務活動を行った具体的な事情を主張せず、当該支出に政務活動費を充当すべきでないことを認めている。

したがって、当該支出については、使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものと判断する。

(ウ) 第1の3 (1) ウ調査活動費 (ガソリン料金)、エ通信費及びオ事務費

a 町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、調査活動費 (ガソリン料金)、通信費及び事務費について、次のような判断がされている。

(a) 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針における実費弁償の原則及び按分の考え方を踏まえると、政務活動費は実費弁償を原則とし、会派の活動は、政務活動以外にも、後援会活動、政党活動その他の政治活動のほか、議員としての立場を離れた私的活動があるなど、多面性を有するのであり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、明確に区分することが困難である場合について、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でない認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当すべきである。

(b) 燃料費、通信費及び議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の事務費については、その一部が政務活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されるということも十分に考えられるから、政務活動のみに、車両、通信機器、事務機器、複写機等が使用された記録をするなどしていない限りは、車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することは困難である。

(c) 車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらないものについては、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分の上、政務活動に係る額についてのみ、政務活動費を充当することができるかと解するのが相当である。そして、上記の合理的な割合については、当該車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用目的等、すなわち、政務活動のほかに後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動を含む蓋然性及びその割合等、当該事案の具体的事情を考慮して定めるのが相当であり、政務活動に係る車両、通信機器、事務機器、複写機等の具体的な使用実態を確認できない場合にあっては、使途基準に適合し、政務活動に充当すべき額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については使途基準に適合しない支出と認めるのが相当である。

b そして、議会事務局及び本件各会派は、政務活動に係る車両、通信機器、事務機器、複写機等の具体的な使用実態を主張せず、当該支出 (諸派 (友井和彦) の2020年度の調査活動費 (ガソリン料金) 及び2021年度の事務費を除く。以下このbにおいて同じ。) に政務活動費を充当すべきでないことを認めている。

したがって、当該支出について、使途基準に適合し、政務活動に充当すべき額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められ

ないものと判断する。

- (4) (3)に基づき、請求人が主張している政務活動費を充当すべきでない支出について、別表第6のとおり政務活動費を充当すべきでない支出を確認した。なお、請求人の主張にはないが、一部の支出において二重計上、消費税の計算が正しく行われていないもの等があった。また、燃料費（ガソリン料金）及び通信費の上限額は按分された額に適用されるため、実際の支出額を按分し、政務活動費を充当すべきでない支出額を算定している。これらの詳細については、同表の注記の欄に記載のとおりである。
- (5) 諸派（友井和彦）の2020年度の調査活動費（ガソリン料金）については、収支報告書、領収書等により、当該支出額の2分の1の額を政務活動費の対象として計上していることから請求人が主張している事実自体が認められないことを確認した。また、2021年度の2022年1月15日の事務費については、既に町田市議会政務活動費収支報告書等修正届を提出し、政務活動費を充当する対象から削除する修正を行っており、かつ、修正後の収支報告書に記載する支出額が交付額を下回らないため、不当利得返還義務は生じていないことを確認した。
- (6) (4)及び(5)の確認の結果、住民監査請求書の提出時点において、別表第5に記載する本件各会派は、町田市に対し同表の⑦' 住民監査請求書提出時点の不当利得額の不当利得返還義務を負うものであり、市長は、同表に記載する本件各会派に対し、当該額の不当利得返還請求権を有すると認めるのが相当である。
- (7) しかし、別表第5に記載する本件各会派は1 事実関係の確認(3) 本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について(住民監査請求書提出後)に記載のとおり、同表の⑦' 住民監査請求書提出時点の不当利得額に相当する額を既に返還している。したがって、返還された部分について、請求事由が消滅したと判断する。

### 3 結論

以上により、次の通り判断する。

- (1) 請求人が主張する諸派（友井和彦）の2020年度の調査活動費（ガソリン料金）の返還請求権の行使については、当該支出額の2分の1の額を政務活動費の対象として計上しており、請求人が主張している事実自体が認められないことから、却下する。
- (2) 請求人が主張する返還請求権の行使のうち、別表第5に記載する本件各会派が返還した額に相当する部分は、請求事由が消滅したことから却下する。
- (3) 請求人が主張する(1)及び(2)以外の返還請求権の行使については、請求人の主張には理由がない。

## 自由民主党

(円)

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2018年度	2018年5月11日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 17:33~18:57	
2018年度	2018年9月29日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 11:35~13:29	
2018年度	2018年9月30日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 18:57~20:08	
2018年度	2018年10月1日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 16:11~18:14	
2018年度	2018年10月5日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 17:35~19:36	
2018年度	2018年10月4日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 18:10~19:53	
2018年度	2018年10月8日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 13:46~16:23	
2018年度	2018年10月9日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 19:14~20:03	
2018年度	2018年10月12日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 15:13~16:18	
2018年度	2018年10月15日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 18:48~20:03	
2018年度	2018年10月16日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 15:13~18:35	
2018年度	2018年10月19日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 16:19~19:04	
2018年度	2018年10月28日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 16:10~18:47	
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	599,481	299,741	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	469,485	234,743	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度	2018年9月12日	事務費	170,000	85,000	デスクトップパソコン他	2分の1
2018年度自由民主党政務活動費を充当すべきでない支出額合計				620,784		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2019年度	2019年6月7日	調査活動費 (駐車場料金)	100	100	駐車場代 町田市民病院 13:05~14:16	
2019年度	2020年1月7日	調査活動費 (駐車場料金)	200	200	駐車場代 町田市民病院 09:19~13:39	
2019年度		調査活動費 (ガソリン料金)	616,463	308,232	燃料費 ガソリン代	2分の1
2019年度		通信費	1,166,325	583,163	固定電話・スマホ代	2分の1
2019年度	2020年3月6日	事務費	145,082	72,541	ノートパソコン	2分の1
2019年度	2020年3月22日	事務費	86,757	43,379	事務用品となっているが、領 収書ではパソコン代	2分の1
2019年度自由民主党政務活動費を充当すべきでない支出額合計				1,007,615		

2020年度	2021年3月19日	事務費	143,820	71,910	ノートパソコン	2分の1
2020年度自由民主党政務活動費を充当すべきでない支出額合計				71,910		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2021年度	2022年3月5日	調査活動費 (タクシー料金)	1,500	1,500	タクシー代 飛鳥京同無線 打合せ 03:36降車	未明のタクシー
2021年度	2021年4月3日	事務費	43,800	21,900	ノートパソコン	2分の1
2021年度	2021年10月19日	事務費	38,085	19,043	プリンター	2分の1
2021年度	2021年11月28日	事務費	159,984	79,992	パソコン	2分の1
2021年度自由民主党政務活動費を充当すべきでない支出額合計				122,435		

自由民主党政務活動費を充当すべきでない支出額合計 1,822,744

## 公明党

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	598,070	299,035	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	1,033,428	516,714	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度	2018年7月30日	事務費	127,224	63,612	ノートパソコン	2分の1
2018年度公明党政務活動費を充当すべきでない支出額合計				879,361		

公明党政務活動費を充当すべきでない支出額合計 879,361

## まちだ市民クラブ

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	455,033	227,517	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	988,229	494,115	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度	2018年6月20日	事務費	96,984	48,492	パソコン代	2分の1
2018年度まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計				770,124		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2019年度		調査活動費 (ガソリン料金)	494,084	247,042	燃料費 ガソリン代	2分の1
2019年度		通信費	992,697	496,349	固定電話・スマホ代	2分の1
2019年度	2019年5月24日	事務費	71,020	35,510	パソコンソフトレンタル料	2分の1
2019年度	2019年12月26日	事務費	97,350	48,675	パソコン代として	2分の1
2019年度まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計				827,576		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2020年度	2020年5月21日	事務費	72,336	36,168	パソコンソフト代 Adobe Syslms Sofiware	2分の1
2020年度まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計				36,168		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2021年度	2021年6月4日	事務費	267,300	133,650	ノートパソコン	2分の1
2021年度	2021年6月15日	事務費	66,308	33,154	パソコンソフト Adobe Syslms Sofiware年間プラ ン	2分の1
2021年度まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計				166,804		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2022年度		通信費	40,895	20,448	携帯電話代	2分の1
2022年度	2023年1月26日	事務費	194,100	97,050	パソコン購入費	2分の1
2022年度	2022年4月15日	事務費	171,000	85,500	パソコン	2分の1
2022年度	2022年9月5日 ～2023年3月	事務費	42,196	21,098	パソコンソフト イラストレーター・フォ トショップ代	2分の1
2022年度	2023年2月15日	事務費	190,410	95,205	パソコン購入費	2分の1
2022年度まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計				319,301		

まちだ市民クラブ政務活動費を充当すべきでない支出額合計 2,119,973

## 保守の会

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	632,176	316,088	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	716,464	358,232	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度	2018年7月24日	事務費	249,720	124,860	パソコン代	2分の1
2018年度	2019年3月11日	事務費	38,642	19,321	E W-M630TWプリンター	2分の1
2018年度	2018年4月27日～ 2019年3月27日	事務費	115,200	57,600	パソコンリース代となっ ているがパソコン購入分 割(9600円×12か月分)	2分の1
2018年度	2019年3月19日	事務費	268,000	134,000	ノートパソコン	2分の1
2018年度保守の会政務活動費を充当すべきでない支出額合計				1,010,101		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2019年度		調査活動費 (ガソリン料金)	566,859	283,430	燃料費 ガソリン代	2分の1
2019年度		通信費	664,012	332,006	固定電話・スマホ代	2分の1
2019年度保守の会政務活動費を充当すべきでない支出額合計				615,436		

保守の会政務活動費を充当すべきでない支出額合計 **1,625,537**

## 諸派（新井よしなお・矢口まゆ）

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2018年度	2018年6月20日	調査活動費 (タクシー料金)	970	970	タクシー代 東日本タク シー 現地調査 03:58降車	未明のタク シー
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	67,342	33,671	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	273,585	136,793	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度諸派（新井よしなお・矢口まゆ）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				171,434		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充 当すべきでない 支出額	支出内容	按分率に よる場合
2019年度		調査活動費 (ガソリン料金)	70,883	35,442	燃料費 ガソリン代	2分の1
2019年度		通信費	300,494	150,247	固定電話・スマホ代	2分の1
2019年度諸派（新井よしなお・矢口まゆ）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				185,689		

諸派（新井よしなお・矢口まゆ）政務活動費を充当すべきでない支出額合計 **357,123**

## 諸派（友井和彦）

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2018年度		調査活動費 (ガソリン料金)	144,000	72,000	燃料費 ガソリン代	2分の1
2018年度		通信費	225,994	112,997	固定電話・スマホ代	2分の1
2018年度	2019年3月27日	事務費	183,400	91,700	パソコン	2分の1
2018年度諸派（友井和彦）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				276,697		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2019年度		調査活動費 (ガソリン料金)	144,000	72,000	燃料費 ガソリン代	2分の1
2019年度		通信費	265,462	132,731	固定電話・スマホ代	2分の1
2019年度諸派（友井和彦）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				204,731		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2020年度		調査活動費 (ガソリン料金)	150,805	75,403	燃料費 ガソリン代	2分の1
2020年度諸派（友井和彦）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				75,403		

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2021年度	2022年1月15日	事務費	138,060	69,030	パソコン	2分の1
2021年度諸派（友井和彦）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				69,030		

諸派（友井和彦）政務活動費を充当すべきでない支出額合計 **625,861**

## 諸派（藤田学）

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2021年度	2021年4月12日	事務費	94,300	47,150	ノートパソコン	2分の1
2021年度諸派（藤田学）政務活動費を充当すべきでない支出額合計				47,150		

諸派（藤田学）政務活動費を充当すべきでない支出額合計 **47,150**

## 選ばれる町田をつくる会

年度	支出日	費目	支出金額	政務活動費を充当すべきでない支出額	支出内容	按分率による場合
2022年度	2023年3月21日	事務費	153,410	76,705	パソコン	2分の1
2022年度	2022年8月8日	事務費	146,060	73,030	ipadmini	2分の1
2022年度選ばれる町田をつくる会政務活動費を充当すべきでない支出額合計				149,735		

選ばれる町田をつくる会政務活動費を充当すべきでない支出額合計 **149,735**

自由民主党	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
駐車場料金	1,300	300			
タクシー料金				1,500	
ガソリン料金	299,741	308,232			
通信費	234,743	583,163			
事務費	85,000	115,920	71,910	120,935	
合計	620,784	1,007,615	71,910	122,435	

自由民主党返還請求額合計
1,822,744

公明党	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ガソリン料金	299,035				
通信費	516,714				
事務費	63,612				
合計	879,361				

公明党返還請求額合計
879,361

まちだ市民クラブ	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ガソリン料金	227,517	247,042			
通信費	494,115	496,349			20,448
事務費	48,492	84,185	36,168	166,804	298,853
合計	770,124	827,576	36,168	166,804	319,301

まちだ市民クラブ返還請求額合計
2,119,973

保守の会	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ガソリン料金	316,088	283,430			
通信費	358,232	332,006			
事務費	335,781				
合計	1,010,101	615,436			

保守の会返還請求額合計
1,625,537

諸派(新井よしなお・矢口まゆ)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
タクシー料金	970				
ガソリン料金	33,671	35,442			
通信費	136,793	150,247			
合計	171,434	185,689			

諸派(新井よしなお・矢口まゆ)返還請求額合計
357,123

諸派(友井和彦)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
ガソリン料金	72,000	72,000	75,403		
通信費	112,997	132,731			
事務費	91,700			69,030	
合計	276,697	204,731	75,403	69,030	

諸派(友井和彦)返還請求額合計
625,861

諸派(藤田学)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事務費				47,150	
合計				47,150	

諸派(藤田学)返還請求額合計
47,150

選ばれる町田をつくる会	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事務費					149,735
合計					149,735

選ばれる町田をつくる会返還請求額合計
149,735

総合計

7,627,484
-----------

別表第3

(円)

会派名	自由民主党				公明党	まちだ市民クラブ				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2018年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①交付額	8,640,000	8,640,000	4,110,000	7,140,000	4,320,000	4,320,000	4,320,000	2,160,000	4,320,000	6,480,000
②支出計上額	9,452,950	9,353,869	4,244,685	5,777,212	4,306,491	4,529,142	5,924,198	2,986,921	4,935,865	6,496,794
修正届による減少額（住民監査請求書提出時点）										
②' 修正届後の支出計上額	9,452,950	9,353,869	4,244,685	5,777,212	4,306,491	4,529,142	5,924,198	2,986,921	4,935,865	6,496,794
③残余返還額				1,362,788	13,509					
④超過額（=②' -①+③）	812,950	713,869	134,685	0	0	209,142	1,604,198	826,921	615,865	16,794

会派名	保守の会		諸派(新井よしなお・矢口まゆ)		諸派(友井和彦)				諸派(藤田 学)	選ばれる町田をつくる会
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
①交付額	3,600,000	3,600,000	1,440,000	1,440,000	720,000	720,000	360,000	720,000	60,000	3,600,000
②支出計上額	3,774,019	4,571,827	1,465,490	2,012,569	928,921	745,172	413,312	878,869	129,248	3,608,180
修正届による減少額（住民監査請求書提出時点）								138,060		
②' 修正届後の支出計上額	3,774,019	4,571,827	1,465,490	2,012,569	928,921	745,172	413,312	740,809	129,248	3,608,180
③残余返還額										
④超過額（=②' -①+③）	174,019	971,827	25,490	572,569	208,921	25,172	53,312	20,809	69,248	8,180

別表第4

(円)

会派名	自由民主党		まちだ市民クラブ			保守の会	諸派(新井よしなお・ 矢口まゆ)	諸派(藤田 学)
	2018年度	2020年度	2019年度	2020年度	2021年度	2019年度	2019年度	2021年度
①交付額	8,640,000	4,110,000	4,320,000	2,160,000	4,320,000	3,600,000	1,440,000	60,000
②支出計上額	9,452,950	4,244,685	5,924,198	2,986,921	4,935,865	4,571,827	2,012,569	129,248
修正届による減少額 (住民監査請求書提出時点)								
②' 修正届後の支出計上額	9,452,950	4,244,685	5,924,198	2,986,921	4,935,865	4,571,827	2,012,569	129,248
③残余返還額								
④支出超過額 (=②' -①+③)	812,950	134,685	1,604,198	826,921	615,865	971,827	572,569	69,248
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 駐車場料金	1,300							
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 タクシー料金								
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 ガソリン料金	299,741		247,042			283,430	35,442	
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 通信費	234,743		496,349			332,006	150,247	
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 事務費	85,000	71,910	84,185	36,168	166,804			47,150
⑤請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額合計	620,784	71,910	827,576	36,168	166,804	615,436	185,689	47,150
支出超過額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額合計を控除した額 (=④-⑤)	192,166	62,775	776,622	790,753	449,061	356,391	386,880	22,098
不当利得返還義務は、生じていない。								

会派名	自由民主党		公明党	まちだ市民クラブ		保守の会	諸派(新井よしなお・矢口まゆ)	諸派(友井和彦)				選ばれる町田をつくる会	
	2019年度	2021年度	2018年度	2018年度	2022年度	2018年度	2018年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
①交付額	8,640,000	7,140,000	4,320,000	4,320,000	6,480,000	3,600,000	1,440,000	720,000	720,000	360,000	720,000	3,600,000	
②支出計上額	9,353,869	5,777,212	4,306,491	4,529,142	6,496,794	3,774,019	1,465,490	928,921	745,172	413,312	878,869	3,608,180	
修正届による減少額(住民監査請求書提出時点)											138,060		
②' 修正届後の支出計上額	9,353,869	5,777,212	4,306,491	4,529,142	6,496,794	3,774,019	1,465,490	928,921	745,172	413,312	740,809	3,608,180	
③残余返還額		1,362,788	13,509										
④支出超過額(=②' - ① + ③)	713,869	0	0	209,142	16,794	174,019	25,490	208,921	25,172	53,312	20,809	8,180	
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 駐車場料金	300												
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 タクシー料金		1,500					970						
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 ガソリン料金	308,232		299,035	227,517		316,088	33,671	72,000	72,000	75,403			
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 通信費	583,163		516,714	494,115	20,448	358,232	136,793	112,997	132,731				
請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額 事務費	115,920	120,935	63,612	48,492	298,853	335,781		91,700			69,030	149,735	
⑤請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額合計	1,007,615	122,435	879,361	770,124	319,301	1,010,101	171,434	276,697	204,731	75,403	69,030	149,735	
支出超過額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない支出額合計を控除した額(=④-⑤)	-293,746	-122,435	-879,361	-560,982	-302,507	-836,082	-145,944	-67,776	-179,559	-22,091	-48,221	-141,555	
	不当利得返還義務が生じる余地がある。												
監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額 駐車場料金	300												
監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額 タクシー料金		1,500					970						
監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額 ガソリン料金	308,207		298,986	227,504		316,048	33,667	66,695	71,710	0			
監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額 通信費	577,594		520,973	474,861	20,446	358,203	108,126	112,994	107,260				
監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額 事務費	115,919	120,934	63,612	48,492	298,853	335,781		91,700			0	149,735	
⑥監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額合計	1,002,020	122,434	883,571	750,857	319,299	1,010,032	142,763	271,389	178,970	0	0	149,735	
⑦支出超過額から監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額合計を控除した額(=④-⑥)	-288,151	-122,434	-883,571	-541,715	-302,505	-836,013	-117,273	-62,468	-153,798	53,312	20,809	-141,555	
⑦' 住民監査請求書提出時点の不当利得額(=⑦)	288,151	122,434	883,571	541,715	302,505	836,013	117,273	62,468	153,798	不当利得返還義務は、生じていない。		141,555	
⑧住民監査請求書提出後の返還額	288,151	122,434	883,571	560,982	302,507	836,013	117,273	62,468	153,798			141,555	
⑨住民監査請求書提出時点の不当利得額から住民監査請求書提出後の返還額を控除した額(=⑦'-⑧)	0	0	0	-19,267	-2	0	0	0	0			0	
	返還により、請求事由が消滅した。										返還により、請求事由が消滅した。		

## 自由民主党

【2019年度】

(円)

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した 政務活動費を充当する ことが認められる 支出額	監査委員が確認した 政務活動費を充当す べきでない支出額	注記
1	2019年6月7日	調査活動費(駐車場料金)	100		100		0	100	
2	2020年1月7日	調査活動費(駐車場料金)	200		200		0	200	
3	2019年4月8日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000	13	2,987		1,494	1,493	
4	2019年4月9日	調査活動費(ガソリン料金)	6,253		6,253		3,127	3,126	
5	2019年4月12日	調査活動費(ガソリン料金)	5,200		5,200		2,600	2,600	
6	2019年4月13日	調査活動費(ガソリン料金)	3,629		3,629		1,815	1,814	
7	2019年4月15日	調査活動費(ガソリン料金)	5,100		5,100		2,550	2,550	
8	2019年4月29日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
9	2019年4月23日	調査活動費(ガソリン料金)	5,383	37	5,346		2,673	2,673	
10	2019年4月24日	調査活動費(ガソリン料金)	3,381		3,381		1,691	1,690	
11	2019年4月25日	調査活動費(ガソリン料金)	4,334		4,334		2,167	2,167	
12	2019年5月2日	調査活動費(ガソリン料金)	6,355		6,355		3,178	3,177	
13	2019年5月2日	調査活動費(ガソリン料金)	4,513		4,513		2,257	2,256	
14	2019年5月6日	調査活動費(ガソリン料金)	2,804	20	2,784		1,392	1,392	
15	2019年5月11日	調査活動費(ガソリン料金)	2,990		2,990		1,495	1,495	
16	2019年5月12日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
17	2019年5月13日	調査活動費(ガソリン料金)	2,981		2,981		1,491	1,490	
18	2019年5月14日	調査活動費(ガソリン料金)	9,589		9,589		4,795	4,794	
19	2019年5月19日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
20	2019年5月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,425	62	4,363		2,182	2,181	
21	2019年5月25日	調査活動費(ガソリン料金)	6,405		6,405		3,203	3,202	
22	2019年5月26日	調査活動費(ガソリン料金)	5,057		5,057		2,529	2,528	
23	2019年5月27日	調査活動費(ガソリン料金)	5,179		5,179		2,590	2,589	
24	2019年5月31日	調査活動費(ガソリン料金)	4,736	32	4,704		2,352	2,352	
25	2019年6月2日	調査活動費(ガソリン料金)	4,276		4,276		2,138	2,138	
26	2019年6月10日	調査活動費(ガソリン料金)	6,474		6,474		3,237	3,237	
27	2019年6月22日	調査活動費(ガソリン料金)	7,866		7,866		3,933	3,933	
28	2019年6月23日	調査活動費(ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500	
29	2019年6月23日	調査活動費(ガソリン料金)	2,154		2,154		1,077	1,077	
30	2019年6月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,006		4,006		2,003	2,003	
31	2019年6月25日	調査活動費(ガソリン料金)	5,596		5,596		2,798	2,798	
32	2019年7月1日	調査活動費(ガソリン料金)	3,296		3,296		1,648	1,648	
33	2019年7月2日	調査活動費(ガソリン料金)	4,333		4,333		2,167	2,166	
34	2019年7月3日	調査活動費(ガソリン料金)	3,066		3,066		1,533	1,533	
35	2019年7月5日	調査活動費(ガソリン料金)	4,182		4,182		2,091	2,091	
36	2019年7月8日	調査活動費(ガソリン料金)	5,506		5,506		2,753	2,753	
37	2019年7月9日	調査活動費(ガソリン料金)	3,160		3,160		1,580	1,580	
38	2019年7月10日	調査活動費(ガソリン料金)	3,802		3,802		1,901	1,901	
39	2019年7月12日	調査活動費(ガソリン料金)	4,052	18	4,034		2,017	2,017	
40	2019年7月24日	調査活動費(ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
41	2019年7月20日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000	13	2,987		1,494	1,493	
42	2019年7月22日	調査活動費(ガソリン料金)	4,045		4,045		2,023	2,022	
43	2019年7月13日	調査活動費(ガソリン料金)	4,900		4,900		2,450	2,450	
44	2019年7月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,190		4,190		2,095	2,095	
45	2019年8月3日	調査活動費(ガソリン料金)	3,324		3,324		1,662	1,662	
46	2019年8月6日	調査活動費(ガソリン料金)	6,519		6,519		3,260	3,259	
47	2019年8月8日	調査活動費(ガソリン料金)	5,840		5,840		2,920	2,920	
48	2019年8月8日	調査活動費(ガソリン料金)	1,926		1,926		963	963	
49	2019年8月8日	調査活動費(ガソリン料金)	3,965		3,965		1,983	1,982	
50	2019年8月8日	調査活動費(ガソリン料金)	2,860		2,860		1,430	1,430	
51	2019年8月10日	調査活動費(ガソリン料金)	4,924		4,924		2,462	2,462	
52	2019年8月14日	調査活動費(ガソリン料金)	4,108		4,108		2,054	2,054	
53	2019年8月16日	調査活動費(ガソリン料金)	2,908		2,908		1,454	1,454	
54	2019年8月17日	調査活動費(ガソリン料金)	3,972		3,972		1,986	1,986	
55	2019年8月19日	調査活動費(ガソリン料金)	4,330	20	4,310		2,155	2,155	
56	2019年8月22日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
57	2019年8月26日	調査活動費(ガソリン料金)	4,026		4,026		2,013	2,013	
58	2019年8月27日	調査活動費(ガソリン料金)	3,776	51	3,725		1,863	1,862	
59	2019年8月28日	調査活動費(ガソリン料金)	6,194		6,194		3,097	3,097	
60	2019年9月9日	調査活動費(ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
61	2019年9月10日	調査活動費(ガソリン料金)	5,037		5,037		2,519	2,518	
62	2019年9月11日	調査活動費(ガソリン料金)	5,943		5,943		2,972	2,971	
63	2019年9月12日	調査活動費(ガソリン料金)	3,732		3,732		1,866	1,866	
64	2019年9月15日	調査活動費(ガソリン料金)	4,835		4,835		2,418	2,417	
65	2019年9月17日	調査活動費(ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
66	2019年9月18日	調査活動費(ガソリン料金)	5,434		5,434		2,717	2,717	
67	2019年9月19日	調査活動費(ガソリン料金)	3,646	16	3,630		1,815	1,815	
68	2019年9月21日	調査活動費(ガソリン料金)	3,480		3,480		1,740	1,740	
69	2019年9月23日	調査活動費(ガソリン料金)	2,991		2,991		1,496	1,495	

70	2019年9月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,494		3,494		1,747	1,747
71	2019年9月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
72	2019年10月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,431		6,431		3,216	3,215
73	2019年10月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,114		4,114		2,057	2,057
74	2019年10月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
75	2019年10月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,446		3,446		1,723	1,723
76	2019年10月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,648		4,648		2,324	2,324
77	2019年10月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,430	20	4,410		2,205	2,205
78	2019年10月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,102		4,102		2,051	2,051
79	2019年10月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,209		4,209		2,105	2,104
80	2019年10月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,046	18	4,028		2,014	2,014
81	2019年10月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,853	35	7,818		3,909	3,909
82	2019年10月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000
83	2019年10月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,374		6,374		3,187	3,187
84	2019年10月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,633		3,633		1,817	1,816
85	2019年11月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
86	2019年11月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,140		2,140		1,070	1,070
87	2019年11月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,307		4,307		2,154	2,153
88	2019年11月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,605		4,605		2,303	2,302
89	2019年11月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,636	16	3,620		1,810	1,810
90	2019年11月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
91	2019年11月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,425		7,425		3,713	3,712
92	2019年11月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,738		6,738		3,369	3,369
93	2019年11月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,952	22	4,930		2,465	2,465
94	2019年11月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,055	18	4,037		2,019	2,018
95	2019年11月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,503		4,503		2,252	2,251
96	2019年11月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,399		3,399		1,700	1,699
97	2019年11月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,007		4,007		2,004	2,003
98	2019年11月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,831		3,831		1,915	1,915
99	2019年11月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,733		6,733		3,367	3,366
100	2019年12月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,835	17	3,818		1,909	1,909
101	2019年12月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,658		3,658		1,829	1,829
102	2019年12月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,504		2,504		1,252	1,252
103	2019年12月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,780		4,780		2,390	2,390
104	2019年12月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,700		2,700		1,350	1,350
105	2019年12月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,572		6,572		3,286	3,286
106	2019年12月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,210		4,210		2,105	2,105
107	2019年12月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
108	2019年12月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,811		2,811		1,406	1,405
109	2019年12月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,392		3,392		1,696	1,696
110	2019年12月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
111	2019年12月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,652	52	3,600		1,800	1,800
112	2019年12月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,321		4,321		2,161	2,160
113	2019年12月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,460		2,460		1,230	1,230
114	2020年1月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,139	30	4,109		2,055	2,054
115	2020年1月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,752		5,752		2,876	2,876
116	2020年1月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,454	30	4,424		2,212	2,212
117	2020年1月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,177	18	4,159		2,080	2,079
118	2020年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,400		3,400		1,700	1,700
119	2020年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,149		3,149		1,575	1,574
120	2020年1月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,170		5,170		2,585	2,585
121	2020年1月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,025	28	3,997		1,999	1,998
122	2020年1月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,005	13	2,992		1,496	1,496
123	2020年1月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,274	19	4,255		2,128	2,127
124	2020年1月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000
125	2020年2月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
126	2020年2月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
127	2020年2月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,087	21	3,066		1,533	1,533
128	2020年2月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,092		4,092		2,046	2,046
129	2020年2月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
130	2020年2月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,974		1,974		987	987
131	2020年2月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,321		3,321		1,661	1,660
132	2020年2月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,574		6,574		3,287	3,287
133	2020年2月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,965	18	3,947		1,974	1,973
134	2020年2月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,363		3,363		1,682	1,681
135	2020年2月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000
136	2020年2月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000
137	2020年2月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,890		4,890		2,445	2,445
138	2020年2月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,371		6,371		3,186	3,185
139	2020年3月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,856	17	3,839		1,920	1,919
140	2020年3月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,072		4,072		2,036	2,036
141	2020年3月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,500		2,500		1,250	1,250
142	2020年3月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,816		3,816		1,908	1,908
143	2020年3月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500

144	2020年3月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	13	2,987		1,494	1,493	
145	2020年3月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,211		6,211		3,106	3,105	
146	2020年3月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500	
147	2020年3月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,293		3,293		1,647	1,646	
148	2020年3月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,980		2,980		1,490	1,490	
149	2020年3月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,246		3,246		1,623	1,623	
150	2019年4月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
151	2019年4月30日	通信費	4,885		4,885		2,443	9,597	番号150から153までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額894円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,597円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
152	2019年4月30日	通信費	10,797		10,797		5,399		
153	2019年4月30日	通信費	-804		-804		-	-	
154	2019年5月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
155	2019年5月31日	通信費	4,906		4,906		2,453	9,557	番号154から157までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額885円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,557円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
156	2019年5月31日	通信費	10,857		10,857		5,429		
157	2019年5月31日	通信費	-885		-885		-	-	
158	2019年6月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
159	2019年6月30日	通信費	5,198		5,198		2,599	9,437	番号158から161までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額1,266円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,437円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
160	2019年6月30日	通信費	10,806		10,806		5,403		
161	2019年6月30日	通信費	-1,126		-1,126		-	-	
162	2019年7月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
163	2019年7月31日	通信費	5,175		5,175		2,588	9,440	番号162から165までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額1,119円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,440円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
164	2019年7月31日	通信費	10,822		10,822		5,411		
165	2019年7月31日	通信費	-1,119		-1,119		-	-	
166	2019年8月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
167	2019年8月31日	通信費	4,822		4,822		2,411	9,451	番号166から169までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額1,098円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,451円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
168	2019年8月31日	通信費	11,154		11,154		5,577		
169	2019年8月31日	通信費	-1,098		-1,098		-	-	
170	2019年9月5日	通信費	5,122		5,122		2,561		
171	2019年9月30日	通信費	5,016		5,016		2,508	9,370	番号170から173までの通信費について、年額240,000円の上限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000円を超える金額1,259円を控除している。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である9,370円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
172	2019年9月30日	通信費	11,121		11,121		5,561		
173	2019年9月30日	通信費	-1,259		-1,259		-	-	
174	2019年10月31日	通信費	6,734		6,734		3,367	3,367	
175	2019年10月31日	通信費	11,286		11,286		5,643	5,643	
176	2019年11月30日	通信費	5,363		5,363		2,682	2,681	
177	2019年11月30日	通信費	11,147		11,147		5,574	5,573	
178	2019年12月31日	通信費	5,209		5,209		2,605	2,604	
179	2019年12月31日	通信費	11,153		11,153		5,577	5,576	
180	2020年1月31日	通信費	5,558		5,558		2,779	2,779	
181	2020年1月31日	通信費	11,537		11,537		5,769	5,768	
182	2020年2月29日	通信費	4,921		4,921		2,461	2,460	
183	2020年2月29日	通信費	11,591		11,591		5,796	5,795	
184	2020年3月31日	通信費	11,528		11,528		5,764	5,764	
185	2019年5月7日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
186	2019年5月20日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
187	2019年8月13日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
188	2019年7月30日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
189	2019年9月20日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
190	2019年9月20日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
191	2019年10月29日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
192	2019年11月25日	通信費	5,346		5,346		2,673	2,673	
193	2019年12月19日	通信費	5,442		5,442		2,721	2,721	
194	2020年1月21日	通信費	5,442		5,442		2,721	2,721	
195	2020年3月4日	通信費	5,442		5,442		2,721	2,721	
196	2020年3月23日	通信費	5,442		5,442		2,721	2,721	
197	2019年4月28日	通信費	10,201		9,429	政務活動以外に関する支出 (dマガジン及びdキッズ) の772円控除	4,684	4,745	政務活動以外に関する支出について、消費税61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,201円から833円を控除した額である9,368円の2分の1である4,684円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,429円から政務活動費を充当すべき支出4,684円を控除した4,745円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
198	2019年5月28日	通信費	10,166		9,394		4,667	4,727	政務活動以外に関する支出について、消費税61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,166円から833円を控除した額である9,333円の2分の1である4,667円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,394円から政務活動費を充当すべき支出4,667円を控除した4,727円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。

199	2019年6月28日	通信費	10,211		9,439	4,689	4,750	政務活動以外に関する支出について、消費税分61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,211円から833円を控除した額である9,378円のうち11である4,689円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,439円から政務活動費を充当すべき支出4,689円を控除した4,750円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
200	2019年7月28日	通信費	10,208		9,436	4,688	4,748	政務活動以外に関する支出について、消費税分61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,208円から833円を控除した額である9,375円のうち11である4,688円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,436円から政務活動費を充当すべき支出4,688円を控除した4,748円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
201	2019年8月28日	通信費	10,279		9,507	4,723	4,784	政務活動以外に関する支出について、消費税分61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,279円から833円を控除した額である9,446円のうち11である4,723円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,507円から政務活動費を充当すべき支出4,723円を控除した4,784円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
202	2019年9月28日	通信費	10,137		9,365	4,652	4,713	政務活動以外に関する支出について、消費税分61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,137円から833円を控除した額である9,304円のうち11である4,652円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,365円から政務活動費を充当すべき支出4,652円を控除した4,713円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
203	2019年10月28日	通信費	10,138		9,366	4,653	4,713	政務活動以外に関する支出について、消費税分61円(消費税率8%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は833円であるため、実際の支出額10,138円から833円を控除した額である9,305円のうち11である4,653円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,366円から政務活動費を充当すべき支出4,653円を控除した4,713円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
204	2019年11月28日	通信費	10,431		9,659	4,791	4,868	政務活動以外に関する支出について、消費税分77円(消費税率10%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は849円であるため、実際の支出額10,431円から849円を控除した額である9,582円のうち11である4,791円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,659円から政務活動費を充当すべき支出4,791円を控除した4,868円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
205	2019年12月28日	通信費	10,385		9,613	4,768	4,845	政務活動以外に関する支出について、消費税分77円(消費税率10%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は849円であるため、実際の支出額10,385円から849円を控除した額である9,536円のうち11である4,768円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,613円から政務活動費を充当すべき支出4,768円を控除した4,845円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
206	2020年1月28日	通信費	10,414		9,642	4,783	4,859	政務活動以外に関する支出について、消費税分77円(消費税率10%)の控除が行われていなかった。当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は849円であるため、実際の支出額10,414円から849円を控除した額である9,565円のうち11である4,783円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿の金額9,642円から政務活動費を充当すべき支出4,783円を控除した4,859円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
207	2019年4月1日	通信費	10,060		10,060	5,030	5,030	
208	2019年5月7日	通信費	8,999		8,999	4,500	4,499	
209	2019年5月31日	通信費	9,194		9,194	4,597	4,597	
210	2019年7月1日	通信費	9,075		9,075	4,538	4,537	
211	2019年7月31日	通信費	9,002		9,002	4,501	4,501	
212	2019年9月2日	通信費	10,119		10,119	5,060	5,059	
213	2019年9月30日	通信費	9,023		9,023	4,512	4,511	
214	2019年10月31日	通信費	9,118		9,118	4,559	4,559	
215	2019年12月2日	通信費	9,243		9,243	4,622	4,621	
216	2020年1月6日	通信費	9,160		9,160	4,580	4,580	
217	2020年1月31日	通信費	10,369		10,369	5,185	5,184	
218	2020年3月2日	通信費	11,587		11,587	5,794	5,793	
219	2020年3月31日	通信費	11,237		11,237	5,619	5,618	
220	2019年5月13日	通信費	8,707		8,707	4,354	4,353	
221	2019年7月21日	通信費	8,164		8,164	4,082	4,082	
222	2019年10月6日	通信費	8,109		8,109	4,055	4,054	
223	2019年11月14日	通信費	8,522		8,522	4,261	4,261	
224	2020年1月10日	通信費	8,172		8,172	4,086	4,086	
225	2019年4月7日	通信費	6,750		6,750	3,375	3,375	
226	2019年5月10日	通信費	6,785		6,785	3,393	3,392	
227	2019年6月8日	通信費	8,858		8,858	4,429	4,429	
228	2019年7月7日	通信費	6,750		6,750	3,375	3,375	
229	2019年8月7日	通信費	6,852		6,852	3,426	3,426	
230	2019年9月8日	通信費	7,632		7,632	3,816	3,816	
231	2019年10月8日	通信費	6,752		6,752	3,376	3,376	
232	2019年11月7日	通信費	7,038		7,038	3,519	3,519	

233	2019年12月8日	通信費	7,906		7,906		3,953	3,953	
234	2020年1月10日	通信費	8,471		8,471		4,236	4,235	
235	2020年2月7日	通信費	14,402		14,402		7,201	7,201	
236	2020年3月8日	通信費	13,645		13,645		6,823	6,822	
237	2019年5月13日	通信費	8,598		8,598		4,299	4,299	
238	2019年6月10日	通信費	8,552		8,552		4,276	4,276	
239	2019年7月10日	通信費	8,524		8,524		4,262	4,262	
240	2019年8月13日	通信費	8,678		8,678		4,339	4,339	
241	2019年9月10日	通信費	8,737		8,737		4,369	4,368	
242	2019年10月10日	通信費	8,767		8,767		4,384	4,383	
243	2019年11月11日	通信費	8,541		8,541		4,271	—	番号248参照
244	2019年12月10日	通信費	9,010		9,010		4,505	—	番号249参照
245	2020年1月10日	通信費	8,926		8,926		4,463	4,463	
246	2020年2月10日	通信費	9,027		9,027		4,514	4,513	
247	2020年3月10日	通信費	8,910		8,910		4,455	4,455	
248	2019年11月11日	通信費	14,075		11,459	上限額関係のため。詳細は、注記参照	7,038	8,691	番号243及び248の通信費について、年額240,000円の上 限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000 円を超える金額2,616円を控除している。 実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出 と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務 活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額で ある8,691円を、政務活動費を充当すべきではない支出と 認める。
249	2019年12月11日	通信費	13,828		10,990	上限額関係のため。詳細は、注記参照	6,914	8,581	番号244及び249の通信費について、年額240,000円の上 限額を、月20,000円の上限であると認識し、月20,000 円を超える金額2,808円を控除している。 実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出 と認め、会計帳簿に計上された20,000円から当該政務 活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額で ある8,581円を、政務活動費を充当すべきではない支出と 認める。
250	2020年1月11日	通信費	10,580		10,580		5,290	5,290	
251	2020年2月11日	通信費	10,612		10,612		5,306	5,306	
252	2020年3月11日	通信費	10,400		10,400		5,200	5,200	
253	2019年4月1日	通信費	11,039		11,039		5,520	5,519	
254	2019年5月1日	通信費	11,078		11,078		5,539	5,539	
255	2019年6月1日	通信費	9,962		9,962		4,981	4,981	
256	2019年7月1日	通信費	11,046		11,046		5,523	5,523	
257	2019年8月1日	通信費	11,105		11,105		5,553	5,552	
258	2019年9月1日	通信費	10,469		10,469		5,235	5,234	
259	2019年10月1日	通信費	30,077		30,077		15,039	15,038	
260	2019年11月1日	通信費	13,470		13,470		6,735	6,735	
261	2019年12月1日	通信費	9,377		9,377		4,689	4,688	
262	2020年1月1日	通信費	10,081		10,081		5,041	5,040	
263	2020年2月1日	通信費	19,830		19,830		9,915	9,915	
264	2020年3月1日	通信費	10,439		10,439		5,220	5,219	
265	2019年5月7日	通信費	7,376		7,376		3,688	3,688	
266	2019年5月31日	通信費	7,530		7,530		3,765	3,765	
267	2019年7月1日	通信費	7,393		7,393		3,697	3,696	
268	2019年7月31日	通信費	7,408		7,408		3,704	3,704	
269	2019年9月2日	通信費	7,471		7,471		3,736	3,735	
270	2019年9月30日	通信費	7,367		7,367		3,684	3,683	
271	2019年10月31日	通信費	7,402		7,402		3,701	3,701	
272	2019年12月2日	通信費	7,531		7,531		3,766	3,765	
273	2020年1月6日	通信費	7,550		7,550		3,775	3,775	
274	2020年1月31日	通信費	7,570		7,570		3,785	3,785	
275	2020年3月2日	通信費	7,513		7,513		3,757	3,756	
276	2020年3月31日	通信費	7,559		7,559		3,780	3,779	
277	2019年5月7日	通信費	8,520		8,520		4,260	4,260	
278	2019年5月31日	通信費	8,516		8,516		4,258	4,258	
279	2019年7月1日	通信費	8,520		8,520		4,260	4,260	
280	2019年7月31日	通信費	8,542		8,542		4,271	4,271	
281	2019年9月2日	通信費	8,543		8,543		4,272	4,271	
282	2019年9月30日	通信費	8,592		8,592		4,296	4,296	
283	2019年10月31日	通信費	8,550		8,550		4,275	4,275	
284	2019年12月2日	通信費	8,795		8,795		4,398	4,397	
285	2020年1月6日	通信費	7,698		7,698		3,849	3,849	
286	2020年1月31日	通信費	6,933		6,933		3,467	3,466	
287	2020年3月2日	通信費	6,944		6,944		3,472	3,472	
288	2020年3月31日	通信費	6,944		6,944		3,472	3,472	
289	2019年4月23日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
290	2019年5月23日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
291	2019年6月24日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
292	2019年7月23日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
293	2019年8月23日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
294	2019年9月24日	通信費	2,160		2,160		1,080	1,080	
295	2019年10月23日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	
296	2019年11月25日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	

297	2019年12月23日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	
298	2020年1月23日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	
299	2020年2月25日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	
300	2020年3月23日	通信費	2,200		2,200		1,100	1,100	
301	2020年3月6日	事務費	148,467	3,385	145,082		72,541	72,541	
302	2020年3月22日	事務費	86,757		86,757		43,379	43,378	
2019年度合計							1,012,907	1,002,020	

【2021年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
303	2022年3月5日	調査活動費（タクシー料金）	1,500		1,500		0	1,500	
304	2021年4月3日	事務費	43,800		43,800		21,900	21,900	
305	2021年10月19日	事務費	39,480	1,395	38,085		19,043	19,042	
306	2021年11月28日	事務費	161,113	1,129	159,984		79,992	79,992	
2021年度合計							120,935	122,434	

公明党

【2018年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
1	2018年4月21日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
2	2018年4月28日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
3	2018年5月2日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
4	2018年5月11日	調査活動費（ガソリン料金）	4,000		4,000		2,000	2,000	
5	2018年5月26日	調査活動費（ガソリン料金）	4,000		4,000		2,000	2,000	
6	2018年5月30日	調査活動費（ガソリン料金）	993		993		497	496	
7	2018年6月25日	調査活動費（ガソリン料金）	5,000		5,000		2,500	2,500	
8	2018年7月2日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
9	2018年7月13日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
10	2018年7月31日	調査活動費（ガソリン料金）	5,010		5,010		2,505	2,505	
11	2018年8月13日	調査活動費（ガソリン料金）	4,461		4,461		2,231	2,230	
12	2018年8月22日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
13	2018年8月25日	調査活動費（ガソリン料金）	5,001		5,001		2,501	2,500	
14	2018年9月13日	調査活動費（ガソリン料金）	5,000		5,000		2,500	2,500	
15	2018年9月29日	調査活動費（ガソリン料金）	1,000		1,000		500	500	
16	2018年10月1日	調査活動費（ガソリン料金）	4,787		4,787		2,394	2,393	
17	2018年10月23日	調査活動費（ガソリン料金）	5,193		5,193		2,597	2,596	
18	2018年11月8日	調査活動費（ガソリン料金）	5,334		5,334		2,667	2,667	
19	2018年11月26日	調査活動費（ガソリン料金）	5,112		5,112		2,556	2,556	
20	2018年12月2日	調査活動費（ガソリン料金）	990		990		495	495	
21	2018年12月20日	調査活動費（ガソリン料金）	4,716		4,716		2,358	2,358	
22	2019年1月2日	調査活動費（ガソリン料金）	3,186		3,186		1,593	1,593	
23	2019年1月11日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
24	2019年1月18日	調査活動費（ガソリン料金）	4,667		4,667		2,334	2,333	
25	2019年1月28日	調査活動費（ガソリン料金）	2,313		2,313		1,157	1,156	
26	2019年2月5日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
27	2019年2月13日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
28	2019年2月22日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
29	2019年3月8日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
30	2019年3月23日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
31	2019年3月31日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
32	2018年4月28日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
33	2018年6月3日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
34	2018年7月21日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
35	2018年8月13日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000	1,000	
36	2018年8月25日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000	13	2,987		1,494	1,493	
37	2018年9月29日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
38	2018年11月3日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
39	2018年11月16日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
40	2018年12月9日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
41	2018年2月9日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
42	2018年3月2日	調査活動費（ガソリン料金）	3,000		3,000		1,500	1,500	
43	2018年4月2日	調査活動費（ガソリン料金）	4,000		4,000		2,000	2,000	
44	2018年4月23日	調査活動費（ガソリン料金）	5,863		5,863		2,932	2,931	
45	2018年5月16日	調査活動費（ガソリン料金）	1,490		1,490		745	745	
46	2018年5月20日	調査活動費（ガソリン料金）	4,000		4,000		2,000	2,000	
47	2018年5月29日	調査活動費（ガソリン料金）	2,817		2,817		1,409	1,408	
48	2018年6月16日	調査活動費（ガソリン料金）	5,529		5,529		2,765	2,764	
49	2018年6月27日	調査活動費（ガソリン料金）	3,905		3,905		1,953	1,952	
50	2018年7月15日	調査活動費（ガソリン料金）	5,311		5,311		2,656	2,655	
51	2018年8月6日	調査活動費（ガソリン料金）	5,351		5,351		2,676	2,675	
52	2018年8月23日	調査活動費（ガソリン料金）	4,523		4,523		2,262	2,261	

53	2018年9月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,930		4,930		2,465	2,465	
54	2018年10月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,453		5,453		2,727	2,726	
55	2018年10月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,288		5,288		2,644	2,644	
56	2018年11月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,079		5,079		2,540	2,539	
57	2018年11月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,701		5,701		2,851	2,850	
58	2018年12月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,125		5,125		2,563	2,562	
59	2018年12月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,026		4,026		2,013	2,013	
60	2019年2月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,680		2,680		1,340	1,340	
61	2019年2月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,567		4,567		2,284	2,283	
62	2019年3月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,264		4,264		2,132	2,132	
63	2018年4月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
64	2018年4月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	13	2,987		1,494	1,493	
65	2018年4月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,900		2,900		1,450	1,450	
66	2018年4月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,975		1,975		988	987	
67	2018年4月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
68	2018年5月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,814	9	2,805		1,403	1,402	
69	2018年5月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,659		3,659		1,830	1,829	
70	2018年11月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,095	10	3,085		1,543	1,542	
71	2018年5月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,061	10	3,051		1,526	1,525	
72	2018年5月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,881		3,881		1,941	1,940	
73	2018年6月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,941		3,941		1,971	1,970	
74	2018年6月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,018		3,018		1,509	1,509	
75	2018年6月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	500	
76	2018年6月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,387		3,387		1,694	1,693	
77	2018年7月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,973		2,973		1,487	1,486	
78	2018年7月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,067		4,067		2,034	2,033	
79	2018年7月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,099		3,099		1,550	1,549	
80	2018年7月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,871		3,871		1,936	1,935	
81	2018年8月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,185		3,185		1,593	1,592	
82	2018年8月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,887		3,887		1,944	1,943	
83	2018年8月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,861		2,861		1,431	1,430	
84	2018年9月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,163		4,163		2,082	2,081	
85	2018年9月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,836		2,836		1,418	1,418	
86	2018年9月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,299		3,299		1,650	1,649	
87	2018年9月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,409		3,409		1,705	1,704	
88	2018年10月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,050		3,050		1,525	1,525	
89	2018年10月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,241	19	4,222		2,111	2,111	
90	2018年10月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,159		3,159		1,580	1,579	
91	2018年10月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,157		4,157		2,079	2,078	
92	2018年10月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,049		3,049		1,525	1,524	
93	2018年11月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,891		3,891		1,946	1,945	
94	2018年11月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,580		3,580		1,790	1,790	
95	2018年12月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,988		2,988		1,494	1,494	
96	2018年12月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,684		3,684		1,842	1,842	
97	2019年1月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,713		2,713		1,357	1,356	
98	2019年1月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,749		2,749		1,375	1,374	
99	2019年2月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,802		3,802		1,901	1,901	
100	2019年2月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,273		3,273		1,637	1,636	
101	2019年3月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,420		3,420		1,710	1,710	
102	2019年3月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,420	6	1,414		707	707	
103	2018年4月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
104	2018年4月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
105	2018年4月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
106	2018年4月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
107	2018年4月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
108	2018年5月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
109	2018年5月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
110	2018年5月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
111	2018年5月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
112	2018年5月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
113	2018年5月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,895		3,895		1,948	-	
114	2018年5月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
115	2018年6月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
116	2018年6月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
117	2018年6月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
118	2018年6月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
119	2018年6月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
120	2018年6月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
121	2018年7月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
122	2018年7月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
123	2018年7月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
124	2018年7月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
125	2018年7月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
126	2018年7月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	

127	2018年7月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
128	2018年8月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
129	2018年8月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
130	2018年8月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
131	2018年8月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
132	2018年8月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
133	2018年8月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
134	2018年8月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,602		3,602		1,801	-	
135	2018年9月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
136	2018年9月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
137	2018年9月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
138	2018年9月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
139	2018年9月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
140	2018年9月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
141	2018年9月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	500		500		250	-	
142	2018年9月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
143	2018年10月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
144	2018年10月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	500		500		250	-	
145	2018年10月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
146	2018年10月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
147	2018年10月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
148	2018年10月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
149	2018年10月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
150	2018年10月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
151	2018年10月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
152	2018年11月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
153	2018年11月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
154	2018年11月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
155	2018年11月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
156	2018年11月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
157	2018年11月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
158	2018年11月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,545		3,545		1,773	-	
159	2019年1月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
160	2019年1月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
161	2019年1月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
162	2019年1月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
163	2019年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
164	2019年1月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
165	2019年1月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	-	
166	2019年2月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
167	2019年2月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	-	
168	2019年2月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	-	
169	2019年3月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		958	上限額関係のため。詳細は、注記参照	500	71,978	番号103から番号169の調査活動費(ガソリン料金)について、年額の上限が144,000円のため、上限額を超える金額42円を控除している。 実際の支出額である144,042円の2分の1の72,021円を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された144,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額である71,978円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
170	2018年4月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,004		6,004		3,002	3,002	
171	2018年5月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,261		5,261		2,631	2,630	
172	2018年5月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,032		6,032		3,016	3,016	
173	2018年6月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,572		6,572		3,286	3,286	
174	2018年7月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,262		6,262		3,131	3,131	
175	2018年8月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,354		6,354		3,177	3,177	
176	2018年8月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,436		6,436		3,218	3,218	
177	2018年9月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,483		6,483		3,242	3,241	
178	2018年10月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,678		6,678		3,339	3,339	
179	2018年11月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,033		7,033		3,517	3,516	
180	2018年12月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,330		6,330		3,165	3,165	
181	2019年1月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,092	23	5,069		2,535	2,534	
182	2019年1月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,683		5,683		2,842	2,841	
183	2019年2月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,196		6,196		3,098	3,098	
184	2019年3月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,997		5,997		2,999	2,998	
185	2019年3月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,147		5,147		2,574	2,573	
186	2018年8月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	480		480		240	240	
187	2018年8月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,911		1,911		956	955	
188	2018年10月30日	通信費	32,983		32,983		16,492	16,491	
189	2018年3月31日	通信費	24,472		24,472		12,236	12,236	
190	2018年5月7日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
191	2018年6月10日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
192	2018年6月20日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
193	2018年7月26日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
194	2018年9月3日	通信費	9,841		6,644	政務活動以外に関する支出 (OCNwith フレッツ利用料、フレッツ・テレビ伝送サービス利用料等) 3,197円控除	3,322	3,322	
195	2018年9月21日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
196	2018年10月24日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	
197	2018年12月11日	通信費	9,841		6,644		3,322	3,322	

198	2018年12月27日	通信費	9,841		6,644		3,222	3,222
199	2019年1月30日	通信費	9,938		6,644		3,222	3,222
200	2019年2月22日	通信費	9,938		6,644	政務活動以外に関する支出（OCNw1 411フレックス利用料、フレックスマルチ メディアサービス利用料等）3,294円控除	3,222	3,222
201	2019年3月31日	通信費	9,938		6,644		3,222	3,222
202	2018年4月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
203	2018年5月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
204	2018年6月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
205	2018年7月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
206	2018年8月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
207	2018年9月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
208	2018年9月30日	通信費	21,384		21,384		10,692	10,692
209	2018年9月30日	通信費	47,216		47,216		23,608	23,608
210	2018年10月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
211	2018年11月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
212	2018年12月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
213	2019年1月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
214	2019年2月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
215	2019年3月27日	通信費	1,620		1,620		810	810
216	2019年3月31日	通信費	21,384		21,384		10,692	10,692
217	2019年3月31日	通信費	48,754		48,754		24,377	24,377
218	2018年4月22日	通信費	2,172		2,172		1,086	1,086
219	2018年5月13日	通信費	15,955		15,554	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,777	7,777
220	2018年5月28日	通信費	2,173		2,173		1,087	1,086
221	2018年6月10日	通信費	16,379		15,978	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,989	7,989
222	2018年6月22日	通信費	2,127		2,127		1,064	1,063
223	2018年7月12日	通信費	16,145		15,744	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,872	7,872
224	2018年7月20日	通信費	2,116		2,116		1,058	1,058
225	2018年8月10日	通信費	14,764		14,363	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,182	7,181
226	2018年8月15日	通信費	2,173		2,173		1,087	1,086
227	2018年9月11日	通信費	14,445		14,044	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,022	7,022
228	2018年9月30日	通信費	2,151		2,151		1,076	1,075
229	2018年10月12日	通信費	14,610		14,209	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,105	7,104
230	2018年10月19日	通信費	2,116		2,116		1,058	1,058
231	2018年11月11日	通信費	14,692		14,291	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,146	7,145
232	2018年12月11日	通信費	14,607		14,206	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,103	7,103
233	2018年12月21日	通信費	4,285		4,285		2,143	2,142
234	2019年1月13日	通信費	14,985		14,584	政務活動以外に関する支出（auかんた ん決済利用料）401円控除	7,292	7,292
235	2019年2月10日	通信費	20,730		16,041	政務活動以外に関する支出（au電話料 金等）4,689円控除	8,021	8,020
236	2019年3月8日	通信費	4,275		4,275		2,138	2,137
237	2019年3月10日	通信費	14,986		12,116	政務活動以外に関する支出（au電話料 金、購入機器代金等）2,870円控除	6,058	6,058
238	2019年3月31日	通信費	99,270		99,270		49,635	49,635
239	2019年3月1日	通信費	49,767	100	49,667		24,834	24,833
240	2018年5月11日	通信費	9,164		4,426	基本料金、端末代分割支払金等4,426円 を計上し、それ以外については、政務活 動以外に関する支出として、番号240か ら242までについては4,738円、番号243 については4,781円控除	2,213	2,213
241	2018年6月11日	通信費	9,164		4,426		2,213	2,213
242	2018年7月11日	通信費	9,164		4,426		2,213	2,213
243	2018年8月11日	通信費	9,207		4,426		2,213	2,213
244	2018年9月11日	通信費	8,620		3,880	基本料金、端末代分割支払金等3,880円 を計上し、それ以外については、政務活 動以外に関する支出として4,740円控除	1,940	1,940
245	2018年5月11日	通信費	6,961		6,961		3,481	3,480
246	2018年6月11日	通信費	6,961		6,961		3,481	3,480
247	2018年7月11日	通信費	6,961		6,961		3,481	3,480
248	2018年8月11日	通信費	6,961		6,961		3,481	3,480
249	2018年9月11日	通信費	6,961		6,961		3,481	3,480
250	2018年10月11日	通信費	13,865		13,865		6,933	6,932
251	2018年4月30日	通信費	6,951		6,951		3,476	3,475
252	2018年5月31日	通信費	6,949		6,949		3,475	3,474
253	2018年6月30日	通信費	6,887		6,887		3,444	3,443
254	2018年7月31日	通信費	6,991		6,991		3,496	3,495
255	2018年8月31日	通信費	6,948		6,948		3,474	3,474
256	2018年10月11日	通信費	7,344		2,980	基本料金2,980円を計上し、それ以外に ついては、政務活動以外に関する支出と して4,364円控除	1,490	1,490
257	2018年11月11日	通信費	12,354		12,354		6,177	6,177
258	2018年12月11日	通信費	12,218		12,218		6,109	6,109
259	2019年1月11日	通信費	12,217		12,217		6,109	6,108
260	2019年2月11日	通信費	12,374		12,374		6,187	6,187
261	2019年3月11日	通信費	12,299		12,299		6,150	6,149
262	2018年12月1日	通信費	15,126		2,032	定額料、基本料金等2,032円を計上し、 それ以外については、政務活動以外に關 する支出として13,094円控除	1,016	1,016
263	2019年1月1日	通信費	15,257		2,112	定額料、基本料金等2,112円を計上し、 それ以外については、政務活動以外に關 する支出として13,145円控除	1,056	1,056
264	2019年2月1日	通信費	15,334		2,052	定額料、基本料金等2,052円を計上し、 それ以外については、政務活動以外に關 する支出として13,282円控除	1,026	1,026

265	2019年3月1日	通信費	15,788		2,270	定額料、基本料金等2,270円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として13,518円控除	1,135	1,135	
266	2019年3月31日	通信費	15,549		2,452	定額料、基本料金等2,452円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として13,097円控除	1,226	1,226	
267	2019年3月31日	通信費	12,279		12,279		6,140	6,139	
268	2018年11月2日	通信費	51,531		51,531		25,766	25,765	番号270参照
269	2018年11月7日	通信費	109,194		109,194		54,597	54,597	
270	2018年10月25日	通信費	8,545		8,545		0	8,545	番号268の51,531円における2018年10月25日支払い分の8,545円と二重計上であるため、全額を政務活動費を充当すべきではない支出とする。
271	2018年11月30日	通信費	9,348		9,348		4,674	4,674	
272	2019年11月7日	通信費	8,221		8,221		4,111	4,110	
273	2019年2月4日	通信費	8,318		8,318		4,159	4,159	
274	2019年3月8日	通信費	8,318		8,318		4,159	4,159	
275	2019年3月23日	通信費	8,318		8,318		4,159	4,159	
276	2018年7月30日	事務費	127,224		127,224		63,612	63,612	
2018年度合計							875,151	883,571	

まちだ市民クラブ

【2018年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
1	2018年11月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,798		2,798		1,399	1,399	
2	2018年4月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,317		3,317		1,659	1,658	
3	2018年4月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,118		4,118		2,059	2,059	
4	2018年5月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
5	2018年6月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,513		4,513		2,257	2,256	
6	2018年7月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,379		4,379		2,190	2,189	
7	2018年7月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,861		3,861		1,931	1,930	
8	2018年8月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,192		4,192		2,096	2,096	
9	2018年8月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,170		4,170		2,085	2,085	
10	2018年9月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,350		4,350		2,175	2,175	
11	2018年10月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,581		4,581		2,291	2,290	
12	2018年11月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,376		4,376		2,188	2,188	
13	2018年12月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,713		3,713		1,857	1,856	
14	2018年12月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,364		3,364		1,682	1,682	
15	2019年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,846		3,846		1,923	1,923	
16	2019年2月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,014		3,014		1,507	1,507	
17	2019年3月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,966		3,966		1,983	1,983	
18	2019年3月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,520		3,520		1,760	1,760	
19	2018年5月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
20	2018年5月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
21	2018年5月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
22	2018年5月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	500	
23	2018年5月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
24	2018年5月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
25	2018年5月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
26	2018年5月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
27	2018年5月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	500	
28	2018年6月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
29	2018年6月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
30	2018年6月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
31	2018年6月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
32	2018年7月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
33	2018年7月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
34	2018年7月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
35	2018年7月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
36	2018年8月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
37	2018年8月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
38	2018年8月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
39	2018年8月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
40	2018年9月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
41	2018年9月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
42	2018年10月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
43	2018年10月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
44	2018年10月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
45	2018年11月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
46	2018年11月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
47	2018年12月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
48	2018年12月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
49	2018年12月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
50	2018年12月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
51	2018年12月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
52	2019年1月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
53	2019年2月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	

54	2019年2月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,000		1,000		500	500	
55	2019年2月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
56	2019年2月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
57	2019年2月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
58	2019年3月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
59	2019年3月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
60	2018年4月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	28	3,972		1,986	1,986	
61	2018年4月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	21	2,979		1,490	1,489	
62	2018年4月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,817		5,817		2,909	2,908	
63	2018年5月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	21	2,979		1,490	1,489	
64	2018年5月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	27	3,973		1,987	1,986	
65	2018年6月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	20	2,980		1,490	1,490	
66	2018年6月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
67	2018年7月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	27	3,973		1,987	1,986	
68	2018年7月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
69	2018年7月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	27	3,973		1,987	1,986	
70	2018年8月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
71	2018年8月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	27	3,973		1,987	1,986	
72	2018年8月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
73	2018年9月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000	13	1,987		994	993	
74	2018年10月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	19	2,981		1,491	1,490	
75	2018年10月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	25	3,975		1,988	1,987	
76	2018年11月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
77	2018年12月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	21	2,979		1,490	1,489	
78	2018年12月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
79	2018年12月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	22	2,978		1,489	1,489	
80	2019年1月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	30	3,970		1,985	1,985	
81	2019年1月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	21	2,979		1,490	1,489	
82	2019年2月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	22	2,978		1,489	1,489	
83	2019年3月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
84	2019年3月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000	21	2,979		1,490	1,489	
85	2019年3月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
86	2018年5月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,028		3,028		1,514	1,514	
87	2018年7月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,142		3,142		1,571	1,571	
88	2018年8月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
89	2018年9月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,280		2,280		1,140	1,140	
90	2018年9月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,898		2,898		1,449	1,449	
91	2018年11月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
92	2018年12月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,432		1,432		716	716	
93	2019年1月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,915		2,915		1,458	1,457	
94	2019年2月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,500		2,500		1,250	1,250	
95	2018年4月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,622	12	2,610		1,305	1,305	
96	2018年4月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
97	2018年5月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,587	16	3,571		1,786	1,785	
98	2018年5月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,770		3,770		1,885	1,885	
99	2018年5月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,816	17	3,799		1,900	1,899	
100	2018年5月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,787	17	3,770		1,885	1,885	
101	2018年6月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
102	2018年7月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,781		3,781		1,891	1,890	
103	2018年7月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,604	16	3,588		1,794	1,794	
104	2018年8月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
105	2018年8月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
106	2018年8月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,600	16	3,584		1,792	1,792	
107	2018年9月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
108	2018年9月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
109	2018年9月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,952		3,952		1,976	1,976	
110	2018年10月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,894		3,894		1,947	1,947	
111	2018年10月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,741	17	3,724		1,862	1,862	
112	2018年10月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
113	2018年11月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,337	15	3,322		1,661	1,661	
114	2018年11月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
115	2018年12月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
116	2018年12月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
117	2018年12月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
118	2019年1月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
119	2019年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
120	2019年1月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,560		2,560		1,280	1,280	
121	2019年2月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,507		3,507		1,754	1,753	
122	2019年2月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
123	2019年2月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
124	2018年4月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
125	2018年4月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
126	2018年5月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000	
127	2018年5月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	

128	2018年6月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
129	2018年6月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
130	2018年7月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
131	2018年7月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
132	2018年8月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
133	2018年8月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
134	2018年9月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
135	2018年9月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
136	2018年10月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
137	2018年11月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
138	2018年11月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
139	2018年12月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,995		1,995		998	997	
140	2018年12月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,970		3,970		1,985	1,985	
141	2019年1月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,938		3,938		1,969	1,969	
142	2019年2月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
143	2019年3月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
144	2019年3月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000		4,000		2,000	2,000	
145	2018年4月30日	通信費	11,865		11,865		5,933	5,932	
146	2018年5月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
147	2018年5月31日	通信費	11,875		11,875		5,938	5,937	
148	2018年6月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
149	2018年6月30日	通信費	11,855		11,855		5,928	5,927	
150	2018年7月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
151	2018年7月31日	通信費	11,836		11,836		5,918	5,918	
152	2018年8月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
153	2018年8月31日	通信費	11,930		11,930		5,965	5,965	
154	2018年9月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
155	2018年9月30日	通信費	11,787		11,787		5,894	5,893	
156	2018年10月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
157	2018年10月31日	通信費	11,820		11,820		5,910	5,910	
158	2018年11月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
159	2018年11月30日	通信費	11,907		11,907		5,954	5,953	
160	2018年12月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
161	2018年12月31日	通信費	11,800		11,800		5,900	5,900	
162	2019年1月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
163	2019年1月31日	通信費	11,826		11,826		5,913	5,913	
164	2019年2月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
165	2019年2月28日	通信費	8,639		8,639		4,320	4,319	
166	2019年3月1日	通信費	9,771		5,678	インターネット料金、固定料金5,678円を計上し、それ以外については、政務活動以外に関する支出として4,093円控除	2,839	2,839	
167	2019年3月31日	通信費	8,700		8,700		4,350	4,350	
168	2019年4月24日	通信費	22,793		22,793		11,397		
169	2018年5月21日	通信費	19,171		19,171		9,586		
170	2018年6月23日	通信費	18,933		18,933		9,467		
171	2018年7月26日	通信費	18,226		18,226		9,113		
172	2018年8月26日	通信費	18,821		18,821		9,411		
173	2018年9月26日	通信費	20,958		20,958		10,479		
174	2018年10月22日	通信費	19,863		19,863		9,932		
175	2018年11月23日	通信費	21,963		21,963		10,982		
176	2018年12月23日	通信費	20,154		20,154		10,077		
177	2018年12月25日	通信費	19,952		19,952		9,976		
178	2018年2月26日	通信費	19,785		19,785		9,893		
179	2018年3月23日	通信費	20,931		19,381	上限額関係のため。詳細は、注記参照	10,466		
180	2018年8月10日	通信費	39,848		39,848		19,924		
181	2018年9月10日	通信費	33,009		33,009		16,505		
182	2018年10月10日	通信費	43,972		43,972		21,986		
183	2018年11月12日	通信費	28,999		28,999		14,500		
184	2018年12月10日	通信費	28,155		28,155		14,078		
185	2019年1月10日	通信費	25,506		25,506		12,753		
186	2019年2月12日	通信費	36,769		36,769		18,385		
187	2019年3月15日	通信費	28,677		3,742	上限額関係のため。詳細は、注記参照	14,339		
188	2018年7月31日	通信費	6,590		6,590		3,295		
189	2018年8月31日	通信費	3,344		3,344		1,672		

119,221

107,530

番号168から番号179までの通信費について、年額の上  
限が240,000円のため、上限額を超える金額1,550円を  
控除している。  
実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出  
と認め、会計帳簿に計上された240,000円から当該政務  
活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額であ  
る119,921円を、政務活動費を充当すべきではない支出  
と認める。

番号180から番号187までの通信費について、年額の上  
限が240,000円のため、上限額を超える金額24,935円を  
控除している。  
実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出  
と認め、会計帳簿に計上された240,000円から当該政務  
活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額であ  
る107,530円を、政務活動費を充当すべきではない支出  
と認める。

190	2018年10月1日	通信費	3,377		3,377		1,689	1,688	
191	2018年10月31日	通信費	3,360		3,360		1,680	1,680	
192	2018年11月30日	通信費	3,348		3,348		1,674	1,674	
193	2019年1月4日	通信費	3,383		3,383		1,692	1,691	
194	2019年1月31日	通信費	3,341		3,341		1,671	1,670	
195	2019年2月28日	通信費	3,338		3,338		1,669	1,669	
196	2018年4月25日	通信費	8,768		8,768		4,384		
197	2018年5月1日	通信費	13,533		13,533		6,767		
198	2018年5月25日	通信費	4,794		4,794		2,397		
199	2018年5月25日	通信費	7,747		7,747		3,874		
200	2018年5月31日	通信費	15,048		15,048		7,524		
201	2018年6月25日	通信費	8,003		8,003		4,002		
202	2018年7月2日	通信費	15,879		15,879		7,940		
203	2018年7月25日	通信費	4,794		4,794		2,397		
204	2018年7月25日	通信費	7,691		7,691		3,846		
205	2018年8月27日	通信費	7,508		7,508		3,754		
206	2018年8月31日	通信費	13,718		13,718		6,859		
207	2018年9月25日	通信費	4,794		4,794		2,397		
208	2018年9月25日	通信費	7,812		7,812		3,906		
209	2018年10月1日	通信費	14,014		14,014		7,007		
210	2018年10月25日	通信費	7,553		7,553		3,777		
211	2018年10月31日	通信費	13,990		13,990		6,995		
212	2018年11月26日	通信費	4,794		4,794		2,397		
213	2018年11月26日	通信費	7,560		7,560		3,780		
214	2018年11月30日	通信費	13,706		13,706		6,853		
215	2018年12月25日	通信費	7,626		7,626		3,813		
216	2019年1月4日	通信費	13,696		13,696		6,848		
217	2019年1月25日	通信費	4,794		4,794		2,397		
218	2019年1月25日	通信費	7,853		7,853		3,927		
219	2019年1月31日	通信費	13,736		4,876	上限額関係のため。詳細は、注記参照	6,868		
220	2019年4月1日	通信費	13,717		10,589	上限額関係のため。詳細は、注記参照	6,859		
221	2018年5月1日	通信費	5,620		5,620		2,810	2,810	
222	2018年5月31日	通信費	4,217		4,217		2,109	2,108	
223	2018年7月2日	通信費	4,416		4,416		2,208	2,208	
224	2018年7月31日	通信費	4,166		4,166		2,083	2,083	
225	2018年8月31日	通信費	4,523		4,523		2,262	2,261	
226	2018年10月1日	通信費	4,350		4,350		2,175	2,175	
227	2018年10月31日	通信費	4,542		4,542		2,271	2,271	
228	2018年11月30日	通信費	4,227		4,227		2,114	2,113	
229	2019年1月4日	通信費	4,482		4,482		2,241	2,241	
230	2019年1月31日	通信費	4,142		4,142		2,071	2,071	
231	2019年2月1日	通信費	4,025		4,025		2,013	2,012	
232	2018年6月20日	事務費	96,984		96,984		48,492	48,492	
2018年度合計							789,389	750,857	

番号196から番号220までについて、年額上限が240,000円であり、実際の支出額243,128円であるが、会計帳簿上の支出額は231,140円となっている。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、会計帳簿に計上された231,140円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である109,572円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
233	2022年5月2日	通信費	3,410		3,410		1,705	1,705	
234	2022年5月31日	通信費	3,496		3,496		1,748	1,748	
235	2022年6月30日	通信費	3,411		3,411		1,706	1,705	
236	2022年8月1日	通信費	3,397		3,397		1,699	1,698	
237	2022年8月31日	通信費	3,394		3,394		1,697	1,697	
238	2022年9月30日	通信費	3,401		3,401		1,701	1,700	
239	2022年10月31日	通信費	3,394		3,394		1,697	1,697	
240	2022年11月30日	通信費	3,390		3,390		1,695	1,695	
241	2023年1月4日	通信費	3,396		3,396		1,698	1,698	
242	2023年1月31日	通信費	3,390		3,390		1,695	1,695	
243	2023年2月28日	通信費	3,416		3,416		1,708	1,708	
244	2023年3月31日	通信費	3,400		3,400		1,700	1,700	
245	2023年1月26日	事務費	194,100		194,100		97,050	97,050	
246	2022年4月15日	事務費	190,000	19,000	171,000		85,500	85,500	
247	2022年9月5日	事務費	72,336		42,196	2022年9月から2023年3月までの7月分の区分額42,196円を計上し、2022年度以外の分の30,140円を控除	21,098	21,098	
248	2023年2月15日	事務費	200,410	10,000	190,410		95,205	95,205	
2022年度合計							319,302	319,299	

## 保守の会

【2018年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
1	2019年2月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,229		1,229		615	614	
2	2018年4月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500	
3	2018年4月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,560		1,560		780	780	
4	2018年4月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,600		4,600		2,300	2,300	

5	2018年4月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,470		1,470		735	735
6	2018年5月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,100		4,100		2,050	2,050
7	2018年5月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,620		3,620		1,810	1,810
8	2018年6月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,600		4,600		2,300	2,300
9	2018年6月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,270		4,270		2,135	2,135
10	2018年6月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,420		4,420		2,210	2,210
11	2018年7月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,470		3,470		1,735	1,735
12	2018年7月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,651		4,651		2,326	2,326
13	2018年7月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,900		3,900		1,950	1,950
14	2018年7月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,675		2,675		1,338	1,337
15	2018年8月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,600		4,600		2,300	2,300
16	2018年9月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,900		3,900		1,950	1,950
17	2018年9月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,490		4,490		2,245	2,245
18	2018年9月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,880		3,880		1,940	1,940
19	2018年9月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,150		3,150		1,575	1,575
20	2018年10月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,479	20	4,459		2,230	2,229
21	2018年10月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,650		4,650		2,325	2,325
22	2018年10月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,300	15	3,285		1,643	1,642
23	2018年11月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,400	15	3,385		1,693	1,692
24	2018年11月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,649		2,649		1,325	1,324
25	2018年11月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,100		3,100		1,550	1,550
26	2018年11月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,440	15	3,425		1,713	1,712
27	2018年12月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,600		2,600		1,300	1,300
28	2018年12月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,800	17	3,783		1,892	1,891
29	2019年1月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,150	14	3,136		1,568	1,568
30	2019年1月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,550		2,550		1,275	1,275
31	2019年1月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,350	15	3,335		1,668	1,667
32	2019年2月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,000	18	3,982		1,991	1,991
33	2019年3月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,850		3,850		1,925	1,925
34	2019年3月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,790	34	3,756		1,878	1,878
35	2018年4月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,015		5,015		2,508	2,507
36	2018年4月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,702		4,702		2,351	2,351
37	2018年4月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,336		5,336		2,668	2,668
38	2018年5月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,540		5,540		2,770	2,770
39	2018年6月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,426		5,426		2,713	2,713
40	2018年6月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,660		4,660		2,330	2,330
41	2018年7月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,878		3,878		1,939	1,939
42	2018年7月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,551		5,551		2,776	2,776
43	2018年7月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,467		5,467		2,734	2,733
44	2018年8月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,301		5,301		2,651	2,650
45	2018年8月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,563		5,563		2,782	2,781
46	2018年8月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,543		4,543		2,272	2,271
47	2018年8月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,097		5,097		2,549	2,548
48	2018年9月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,903		4,903		2,452	2,451
49	2018年9月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,925		4,925		2,463	2,462
50	2018年9月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,075		5,075		2,538	2,537
51	2018年10月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,251		6,251		3,126	3,125
52	2018年11月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,504		4,504		2,252	2,252
53	2018年11月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,730		4,730		2,365	2,365
54	2018年12月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,517		4,517		2,259	2,258
55	2018年12月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,459		4,459		2,230	2,229
56	2018年12月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,506		2,506		1,253	1,253
57	2019年1月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,778		4,778		2,389	2,389
58	2019年1月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,618		3,618		1,809	1,809
59	2019年2月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,637		4,637		2,319	2,318
60	2019年3月5日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,081		5,081		2,541	2,540
61	2019年3月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,776		4,776		2,388	2,388
62	2018年4月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,827	28	3,799		1,900	1,899
63	2018年4月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,685	27	3,658		1,829	1,829
64	2018年5月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,672	56	7,616		3,808	3,808
65	2018年6月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,317		3,317		1,659	1,658
66	2018年6月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,891		3,891		1,946	1,945
67	2018年7月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,808		3,808		1,904	1,904
68	2018年7月21日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,200		4,200		2,100	2,100
69	2018年5月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,873		2,873		1,437	1,436
70	2018年7月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
71	2018年8月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,820		3,820		1,910	1,910
72	2018年9月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,770		3,770		1,885	1,885
73	2018年10月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,941		3,941		1,971	1,970
74	2018年10月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
75	2018年10月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
76	2018年11月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,959		2,959		1,480	1,479
77	2018年11月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,799		3,799		1,900	1,899
78	2018年11月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
79	2018年11月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500	1,500
80	2018年12月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,838		3,838		1,919	1,919

81	2018年12月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,334		3,334		1,667	1,667
82	2019年1月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,894		1,894		947	947
83	2019年2月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,428		3,428		1,714	1,714
84	2019年3月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,827		3,827		1,914	1,913
85	2019年3月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
86	2019年3月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,900	63	4,837		2,419	2,418
87	2018年6月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,900		3,900		1,950	1,950
88	2019年1月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,515	27	3,488		1,744	1,744
89	2019年1月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	37	4,963		2,482	2,481
90	2019年1月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,602	27	3,575		1,788	1,787
91	2018年5月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,393	24	3,369		1,685	1,684
92	2018年5月16日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,090	28	4,062		2,031	2,031
93	2018年12月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	1,400	3,600		1,800	1,800
94	2018年4月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
95	2018年4月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
96	2018年5月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
97	2018年5月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
98	2018年5月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,549	34	7,515		3,758	3,757
99	2018年5月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,931	22	4,909		2,455	2,454
100	2018年5月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,000	27	5,973		2,987	2,986
101	2018年6月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,959	13	2,946		1,473	1,473
102	2018年6月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,000	27	5,973		2,987	2,986
103	2018年6月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
104	2018年6月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,000	32	6,968		3,484	3,484
105	2018年7月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
106	2018年7月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
107	2018年7月27日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
108	2018年8月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
109	2018年8月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,000	32	6,968		3,484	3,484
110	2018年8月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,000		7,000		3,500	3,500
111	2018年9月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
112	2018年9月28日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,000		7,000		3,500	3,500
113	2018年10月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,968	23	4,945		2,473	2,472
114	2018年10月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
115	2018年11月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
116	2018年11月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
117	2018年11月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
118	2018年11月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,000		6,000		3,000	3,000
119	2018年12月14日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
120	2018年12月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
121	2019年1月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,000		6,000		3,000	3,000
122	2019年1月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,000	27	5,973		2,987	2,986
123	2019年2月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	7,000		7,000		3,500	3,500
124	2019年2月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500	2,500
125	2019年3月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,926	22	4,904		2,452	2,452
126	2019年3月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	6,009		6,009		3,005	3,004
127	2019年3月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	5,000	23	4,977		2,489	2,488
128	2018年4月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	675		675		338	337
129	2018年4月3日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,680		2,680		1,340	1,340
130	2018年4月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	501		501		251	250
131	2018年4月8日	調査活動費 (ガソリン料金)	4,126		4,126		2,063	2,063
132	2018年4月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,760		2,760		1,380	1,380
133	2018年4月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,700		2,700		1,350	1,350
134	2018年5月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	414		414		207	207
135	2018年5月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,470		1,470		735	735
136	2018年5月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	441		441		221	220
137	2018年6月10日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,440		1,440		720	720
138	2018年6月23日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,900		2,900		1,450	1,450
139	2018年6月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	581		581		291	290
140	2018年6月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,420	10	1,410		705	705
141	2018年7月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,000		2,000		1,000	1,000
142	2018年7月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,840		2,840		1,420	1,420
143	2018年7月31日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,571		3,571		1,786	1,785
144	2018年8月1日	調査活動費 (ガソリン料金)	565		565		283	282
145	2018年8月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,098		3,098		1,549	1,549
146	2018年8月13日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,361		3,361		1,681	1,680
147	2018年8月19日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,665		2,665		1,333	1,332
148	2018年9月2日	調査活動費 (ガソリン料金)	605		605		303	302
149	2018年9月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,417		2,417		1,209	1,208
150	2018年9月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	513		513		257	256
151	2018年10月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	539		539		270	269
152	2018年10月30日	調査活動費 (ガソリン料金)	533		533		267	266
153	2018年11月11日	調査活動費 (ガソリン料金)	3,233		3,233		1,617	1,616
154	2018年11月17日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,294		2,294		1,147	1,147
155	2018年11月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	566		566		283	283
156	2018年12月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,084	300	1,784		892	892

157	2018年12月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	542		542		271	271
158	2018年12月18日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,078		2,078		1,039	1,039
159	2018年12月20日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,750		1,750		875	875
160	2018年12月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,198		2,198		1,099	1,099
161	2018年12月29日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,160	9	1,151		576	575
162	2019年1月6日	調査活動費 (ガソリン料金)	628		628		314	314
163	2019年1月12日	調査活動費 (ガソリン料金)	253		253		127	126
164	2019年1月22日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,403		2,403		1,202	1,201
165	2019年1月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	555		555		278	277
166	2019年2月7日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,681		2,681		1,341	1,340
167	2019年2月9日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,708		1,708		854	854
168	2019年2月15日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,361		1,361		681	680
169	2019年2月25日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,563		1,563		782	781
170	2019年2月26日	調査活動費 (ガソリン料金)	586		586		293	293
171	2019年3月4日	調査活動費 (ガソリン料金)	2,584		2,584		1,292	1,292
172	2019年3月24日	調査活動費 (ガソリン料金)	1,757		1,757		879	878
173	2018年5月31日	通信費	13,455		13,455		6,728	6,727
174	2018年7月2日	通信費	13,537		13,537		6,769	6,768
175	2018年7月31日	通信費	14,570		14,570		7,285	7,285
176	2018年8月31日	通信費	14,882		14,882		7,441	7,441
177	2018年10月1日	通信費	14,944		14,944		7,472	7,472
178	2018年10月31日	通信費	13,648		13,648		6,824	6,824
179	2018年11月30日	通信費	15,651		15,651		7,826	7,825
180	2019年1月4日	通信費	15,079		15,079		7,540	7,539
181	2019年1月31日	通信費	14,105		14,105		7,053	7,052
182	2019年2月28日	通信費	14,363		14,363		7,182	7,181
183	2018年4月27日	通信費	8,145		3,325	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,663	1,662
184	2018年5月1日	通信費	18,570		18,570		9,285	9,285
185	2018年5月28日	通信費	31,057		3,317	政務活動以外に関する支出 (テレビ及びNHK受信料) の27,740円控除	1,659	1,658
186	2018年5月31日	通信費	12,891		12,891		6,446	6,445
187	2018年6月27日	通信費	8,155		3,335	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,668	1,667
188	2018年7月2日	通信費	11,608		11,608		5,804	5,804
189	2018年7月27日	通信費	8,152		3,332	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,666	1,666
190	2018年7月31日	通信費	15,275		15,275		7,638	7,637
191	2018年8月27日	通信費	8,135		3,315	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,658	1,657
192	2018年8月31日	通信費	15,080		15,080		7,540	7,540
193	2018年9月27日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
194	2018年10月1日	通信費	13,178		13,178		6,589	6,589
195	2018年10月29日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
196	2018年10月31日	通信費	12,093		12,093		6,047	6,046
197	2018年11月27日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
198	2018年11月30日	通信費	12,268		12,268		6,134	6,134
199	2018年12月27日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
200	2019年1月4日	通信費	11,826		11,826		5,913	5,913
201	2019年1月28日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
202	2019年1月31日	通信費	12,716		12,716		6,358	6,358
203	2019年2月27日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
204	2019年2月28日	通信費	11,631		11,631		5,815	5,815
205	2019年3月27日	通信費	8,127		3,307	政務活動以外に関する支出 (テレビ) の4,820円控除	1,654	1,653
206	2019年4月1日	通信費	13,037		13,037		6,519	6,518
207	2018年4月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
208	2018年5月8日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
209	2018年6月7日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
210	2018年7月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
211	2018年8月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
212	2018年9月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
213	2018年10月5日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
214	2018年11月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
215	2018年12月6日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
216	2019年1月8日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
217	2019年2月5日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
218	2019年3月5日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658
219	2019年1月27日	通信費	10,260		10,260		5,130	5,130
220	2019年3月31日	通信費	11,834		11,834		5,917	5,917
221	2019年3月31日	通信費	12,357		12,357		6,179	6,178
222	2019年3月31日	通信費	11,973		11,973		5,987	5,986
223	2019年3月31日	通信費	11,811		11,811		5,906	5,905
224	2019年3月31日	通信費	11,801		11,801		5,901	5,900
225	2019年3月31日	通信費	11,811		11,811		5,906	5,905
226	2019年3月31日	通信費	11,814		11,814		5,907	5,907
227	2019年3月31日	通信費	11,788		11,788		5,894	5,894
228	2019年3月31日	通信費	12,865		12,865		6,433	6,432
229	2019年3月31日	通信費	11,801		11,801		5,901	5,900
230	2019年3月31日	通信費	11,795		11,795		5,898	5,897
231	2019年3月31日	通信費	9,824		9,423	政務活動以外に関する支出 (かんたん決済使用料) の401円控除	4,712	4,711

232	2018年10月3日	通信費	11,015		11,015		5,508	5,507	
233	2018年11月3日	通信費	11,041		11,041		5,521	5,520	
234	2018年12月5日	通信費	11,626		11,626		5,813	5,813	
235	2019年1月6日	通信費	11,652		11,652		5,826	5,826	
236	2019年2月3日	通信費	11,772		11,772		5,886	5,886	
237	2019年3月3日	通信費	11,688		11,688		5,844	5,844	
238	2019年3月6日	通信費	8,623		8,623		4,312	4,311	
239	2019年3月6日	通信費	8,482		8,482		4,241	4,241	
240	2019年3月6日	通信費	4,850		4,850		2,425	2,425	
241	2019年3月6日	通信費	5,153		5,153		2,577	2,576	
242	2019年3月6日	通信費	4,863		4,863		2,432	2,431	
243	2019年3月6日	通信費	7,039		7,039		3,520	3,519	
244	2019年3月6日	通信費	8,247		8,247		4,124	4,123	
245	2019年3月12日	通信費	2,763		2,763		1,382	1,381	
246	2019年3月12日	通信費	7,137		7,137		3,569	3,568	
247	2019年3月12日	通信費	4,611		4,611		2,306	2,305	
248	2019年3月12日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658	
249	2019年3月12日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658	
250	2019年3月12日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658	
251	2019年3月12日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658	
252	2019年3月12日	通信費	5,317		5,317		2,659	2,658	
253	2018年7月24日	事務費	249,720		249,720		124,860	124,860	
254	2019年3月11日	事務費	38,642		38,642		19,321	19,321	
255	2018年4月27日～2019年3月27日	事務費	115,200		115,200		57,600	57,600	
256	2019年3月19日	事務費	268,000		268,000		134,000	134,000	
2018年度合計							1,010,170	1,010,032	

諸派（新井よしなお・矢口まゆ）

【2018年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
1	2018年6月20日	調査活動費（タクシー料金）	970		970		0	970	
2	2018年4月5日	調査活動費（ガソリン料金）	4,374	32	4,342		2,171	2,171	
3	2018年4月24日	調査活動費（ガソリン料金）	3,444	24	3,420		1,710	1,710	
4	2018年5月11日	調査活動費（ガソリン料金）	2,390	24	2,366		1,183	1,183	
5	2018年5月25日	調査活動費（ガソリン料金）	826		826		413	413	
6	2018年7月7日	調査活動費（ガソリン料金）	4,087	13	4,074		2,037	2,037	
7	2018年7月20日	調査活動費（ガソリン料金）	2,900		2,900		1,450	1,450	
8	2018年8月3日	調査活動費（ガソリン料金）	3,993	14	3,979		1,990	1,989	
9	2018年8月17日	調査活動費（ガソリン料金）	4,581	16	4,565		2,283	2,282	
10	2018年9月9日	調査活動費（ガソリン料金）	709		709		355	354	
11	2018年9月10日	調査活動費（ガソリン料金）	4,607		4,607		2,304	2,303	
12	2018年9月28日	調査活動費（ガソリン料金）	3,599		3,599		1,800	1,799	
13	2018年10月16日	調査活動費（ガソリン料金）	3,926		3,926		1,963	1,963	
14	2018年10月31日	調査活動費（ガソリン料金）	567		567		284	283	
15	2018年11月16日	調査活動費（ガソリン料金）	4,398		4,398		2,199	2,199	
16	2018年12月25日	調査活動費（ガソリン料金）	4,844		4,844		2,422	2,422	
17	2019年1月7日	調査活動費（ガソリン料金）	3,664		3,664		1,832	1,832	
18	2019年1月24日	調査活動費（ガソリン料金）	2,970		2,970		1,485	1,485	
19	2019年2月5日	調査活動費（ガソリン料金）	702		702		351	351	
20	2019年2月10日	調査活動費（ガソリン料金）	3,005		3,005		1,503	1,502	
21	2019年2月25日	調査活動費（ガソリン料金）	2,666		2,666		1,333	1,333	
22	2019年3月8日	調査活動費（ガソリン料金）	2,680		2,680		1,340	1,340	
23	2019年3月21日	調査活動費（ガソリン料金）	2,533		2,533		1,267	1,266	
24	2018年4月	通信費	2,592		2,592		1,296		番号24から番号59までの通信費について、実際の支出額及び会計帳簿上の支出額は273,585円であるが、収支報告書に計上された額は年額の上限である240,000円となっている。 実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、収支報告書に計上された240,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認められた額を控除した額である108,126円を、政務活動費を充当すべきではない支出と認める。
25	2018年5月	通信費	2,592		2,592		1,296		
26	2018年6月	通信費	2,592		2,592		1,296		
27	2018年7月	通信費	2,592		2,592		1,296		
28	2018年8月	通信費	2,592		2,592		1,296		
29	2018年9月	通信費	2,592		2,592		1,296		
30	2018年10月	通信費	2,592		2,592		1,296		
31	2018年11月	通信費	2,592		2,592		1,296		
32	2018年12月	通信費	2,592		2,592		1,296		
33	2019年1月	通信費	2,592		2,592		1,296		
34	2019年2月	通信費	2,592		2,592		1,296		
35	2019年3月	通信費	2,592		2,592		1,296		
36	2018年4月	通信費	13,333		11,398	政務活動以外に関する支出（テレビ代等）の1,935円控除	5,622		政務活動以外に関する支出について、消費税分154円（消費税率8%）の控除が行われていなかった。 当該消費税分を含めると政務活動以外に関する支出は2,089円であるため、実際の支出額は3,333円から2,089円を控除した額である11,244円の2分の1である5,622円を政務活動費を充当すべき支出と認める。
37	2018年5月	通信費	13,256		11,354	政務活動以外に関する支出（テレビ代等）の1,902円控除	5,601		番号36と同様 消費税152円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,202円
38	2018年6月	通信費	13,433		11,351	政務活動以外に関する支出（テレビ代等）の2,082円控除	5,593		番号36と同様 消費税166円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,185円
39	2018年7月	通信費	36,195		11,323	政務活動以外に関する支出（テレビ代、N&N団体一括代行請求等）の24,872円控除	5,584		番号36と同様 消費税156円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,167円

40	2018年8月	通信費	13,295		11,317	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の1,978円控除	5,580		番号36と同様消費税158円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,159円
41	2018年9月	通信費	13,361		11,353	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の2,008円控除	5,597	108,126	番号36と同様消費税160円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,193円
42	2018年10月	通信費	13,310		11,342	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の1,968円控除	5,593		番号36と同様消費税157円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,185円
43	2018年11月	通信費	13,702		11,710	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の1,992円控除	5,776		番号36と同様消費税159円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,551円
44	2018年12月	通信費	13,294		11,356	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の1,938円控除	5,601		番号36と同様消費税154円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,202円
45	2019年1月	通信費	13,354		11,313	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の2,041円控除	5,575		番号36と同様消費税163円 政務活動以外に関する支出を控除後の額11,150円
46	2019年2月	通信費	15,269		11,298	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の3,971円控除	5,490		番号36と同様消費税318円 政務活動以外に関する支出を控除後の額10,980円
47	2019年3月	通信費	12,003		11,031	政務活動以外に関する支出(テレビ代等)の972円控除	5,477		番号36と同様消費税77円 政務活動以外に関する支出を控除後の額10,954円
48	2018年4月	通信費	5,047		5,451		2,524		会計帳簿に記載の金額については、消費税込の実際の支出額に、当該額の8%相当の額404円を加算した額が計上されている。
49	2018年5月	通信費	5,047		5,451		2,524		実際の支出額5,047円の2分の1である2,524円を政務活動費を充当すべき支出と認める。
50	2018年6月	通信費	5,047		5,451		2,524		
51	2018年7月	通信費	5,047		5,451		2,524		
52	2018年8月	通信費	5,047		5,451		2,524		
53	2018年9月	通信費	5,047		5,451		2,524		
54	2018年10月	通信費	12,706		13,722	領収書等の金額は消費税込の金額であるにもかかわらず、当該額に1.08を乗じた額を会計帳簿に記載。詳細は、注記参照	6,353		
55	2018年11月	通信費	12,681		13,695		6,341		番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額1,016円 実際の支出額
56	2018年12月	通信費	12,664		13,677		6,332		番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額1,014円 実際の支出額
57	2019年1月	通信費	9,674		10,448		4,837		番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額1,013円 実際の支出額
58	2019年2月	通信費	9,678		10,452		4,839		番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額774円 実際の支出額9,674円
59	2019年3月	通信費	10,774		11,635		5,387		番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額774円 実際の支出額9,678円
									番号48から53までと同様実際の支出額の8%相当額861円 実際の支出額10,774円
2018年度合計								165,549	142,763

諸派(友井和彦)  
【2018年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当することが認められる支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記
1	2018年4月28日	調査活動費(ガソリン料金)	4,084		4,084		2,042		番号1から番号35までの調査活動費(ガソリン料金)について、実際の支出額及び会計帳簿上の支出額は154,596円であるが、収支報告書に計上された額は年額の上限である144,000円となっている。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、収支報告書に計上された144,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である66,695円を、政務活動費を充当すべきでない支出と認める。
2	2018年5月9日	調査活動費(ガソリン料金)	5,020		5,020		2,510		
3	2018年5月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,841		4,841		2,421		
4	2018年6月21日	調査活動費(ガソリン料金)	4,640		4,640		2,320		
5	2018年6月25日	調査活動費(ガソリン料金)	5,000		5,000		2,500		
6	2018年7月8日	調査活動費(ガソリン料金)	4,291		4,291		2,146		
7	2018年7月23日	調査活動費(ガソリン料金)	4,983		4,983		2,492		
8	2018年7月31日	調査活動費(ガソリン料金)	5,000	17	4,983		2,492		
9	2018年8月14日	調査活動費(ガソリン料金)	2,860		2,860		1,430		
10	2018年8月21日	調査活動費(ガソリン料金)	4,730		4,730		2,365		
11	2018年8月30日	調査活動費(ガソリン料金)	4,548		4,548		2,274		
12	2018年9月9日	調査活動費(ガソリン料金)	5,572		5,572		2,786		
13	2018年9月21日	調査活動費(ガソリン料金)	5,188		5,188		2,594		
14	2018年10月3日	調査活動費(ガソリン料金)	5,403		5,403		2,702		
15	2018年10月8日	調査活動費(ガソリン料金)	2,596		2,596		1,298		
16	2018年10月28日	調査活動費(ガソリン料金)	5,508		5,508		2,754		
17	2018年11月12日	調査活動費(ガソリン料金)	4,323		4,323		2,162		
18	2018年11月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,606		4,606		2,303	66,695	
19	2018年12月13日	調査活動費(ガソリン料金)	2,878		2,878		1,439		
20	2018年12月16日	調査活動費(ガソリン料金)	4,599		4,599		2,300		
21	2018年12月24日	調査活動費(ガソリン料金)	4,831		4,831		2,416		
22	2018年12月27日	調査活動費(ガソリン料金)	5,520		5,520		2,760		
23	2018年12月29日	調査活動費(ガソリン料金)	3,033		3,033		1,517		
24	2019年1月6日	調査活動費(ガソリン料金)	4,423		4,423		2,212		
25	2019年1月11日	調査活動費(ガソリン料金)	3,723	14	3,709		1,855		
26	2019年1月17日	調査活動費(ガソリン料金)	3,037		3,037		1,519		
27	2019年1月25日	調査活動費(ガソリン料金)	5,194		5,194		2,597		
28	2019年2月1日	調査活動費(ガソリン料金)	4,491		4,491		2,246		
29	2019年2月7日	調査活動費(ガソリン料金)	2,950		2,950		1,475		
30	2019年2月12日	調査活動費(ガソリン料金)	3,622		3,622		1,811		
31	2019年2月26日	調査活動費(ガソリン料金)	4,894		4,894		2,447		
32	2019年3月3日	調査活動費(ガソリン料金)	3,000		3,000		1,500		
33	2019年3月9日	調査活動費(ガソリン料金)	4,788		4,788		2,394		
34	2019年3月16日	調査活動費(ガソリン料金)	4,571		4,571		2,286		
35	2019年3月28日	調査活動費(ガソリン料金)	5,880		5,880		2,940		
36	2018年4月8日	通信費	9,830		9,830		4,915	4,915	
37	2018年5月9日	通信費	12,982		12,982		6,491	6,491	
38	2018年6月8日	通信費	12,905		12,905		6,453	6,452	
39	2018年7月8日	通信費	18,771		18,771		9,386	9,385	
40	2018年8月8日	通信費	9,006		9,006		4,503	4,503	
41	2018年9月8日	通信費	8,765		8,765		4,383	4,382	
42	2018年10月8日	通信費	13,957		13,957		6,978	6,978	
43	2018年11月8日	通信費	13,964		13,964		6,982	6,982	
44	2018年12月8日	通信費	18,774		18,774		9,387	9,387	
45	2019年1月10日	通信費	12,745		12,745		6,373	6,372	

46	2019年2月8日	通信費	18,748		18,748		9,374	9,374
47	2019年3月8日	通信費	13,831		13,831		6,916	6,915
48	2018年4月8日	通信費	4,002		4,002		2,001	2,001
49	2018年5月9日	通信費	3,944		3,944		1,972	1,972
50	2018年6月8日	通信費	3,916		3,916		1,958	1,958
51	2018年7月8日	通信費	3,934		3,934		1,967	1,967
52	2018年8月8日	通信費	3,898		3,898		1,949	1,949
53	2018年9月8日	通信費	3,890		3,890		1,945	1,945
54	2018年10月8日	通信費	3,898		3,898		1,949	1,949
55	2018年11月8日	通信費	3,890		3,890		1,945	1,945
56	2018年12月8日	通信費	3,890		3,890		1,945	1,945
57	2019年1月10日	通信費	3,898		3,898		1,949	1,949
58	2019年2月8日	通信費	3,916		3,916		1,958	1,958
59	2019年3月8日	通信費	3,890		3,890		1,945	1,945
60	2018年4月	通信費	1,242		1,242		621	621
61	2018年5月	通信費	1,242		1,242		621	621
62	2018年6月	通信費	1,242		1,242		621	621
63	2018年7月	通信費	1,242		1,242		621	621
64	2018年8月	通信費	1,242		1,242		621	621
65	2018年9月	通信費	1,242		1,242		621	621
66	2018年10月	通信費	1,242		1,242		621	621
67	2018年11月	通信費	1,242		1,242		621	621
68	2018年12月	通信費	1,242		1,242		621	621
69	2019年1月	通信費	1,242		1,242		621	621
70	2019年2月	通信費	1,088		1,088		544	544
71	2019年3月	通信費	1,242		1,242		621	621
72	2019年1月5日	事務費	183,400		183,400		91,700	91,700
2018年度合計							282,065	271,389

【2019年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	監査委員が確認した政務活動費を充当すべきでない支出額	注記	
73	2019年4月3日	調査活動費（ガソリン料金）	2,000		2,000		1,000		番号73から番号107までの調査活動費（ガソリン料金）について、実際の支出額及び会計帳簿上の支出額は144,566円であるが、取支報告書に計上された額は年額の上限である144,000円となっている。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、取支報告書に計上された144,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である71,710円を、政務活動費を充当すべきでない支出と認める。	
74	2019年4月6日	調査活動費（ガソリン料金）	6,010		6,010		3,005			
75	2019年4月14日	調査活動費（ガソリン料金）	3,749		3,749		1,875			
76	2019年4月27日	調査活動費（ガソリン料金）	4,687		4,687		2,344			
77	2019年5月12日	調査活動費（ガソリン料金）	4,690		4,690		2,345			
78	2019年5月18日	調査活動費（ガソリン料金）	3,217		3,217		1,609			
79	2019年5月27日	調査活動費（ガソリン料金）	5,119		5,119		2,560			
80	2019年6月6日	調査活動費（ガソリン料金）	4,658		4,658		2,329			
81	2019年6月18日	調査活動費（ガソリン料金）	2,620		2,620		1,310			
82	2019年6月28日	調査活動費（ガソリン料金）	5,984		5,984		2,992			
83	2019年7月6日	調査活動費（ガソリン料金）	2,916		2,916		1,458			
84	2019年7月11日	調査活動費（ガソリン料金）	4,736	17	4,719		2,360			
85	2019年7月21日	調査活動費（ガソリン料金）	3,011		3,011		1,506			
86	2019年8月5日	調査活動費（ガソリン料金）	4,724		4,724		2,362			
87	2019年8月12日	調査活動費（ガソリン料金）	3,934		3,934		1,967			
88	2019年8月22日	調査活動費（ガソリン料金）	4,597		4,597		2,299			
89	2019年8月29日	調査活動費（ガソリン料金）	4,643		4,643		2,322			
90	2019年9月5日	調査活動費（ガソリン料金）	4,039		4,039		2,020	71,710		
91	2019年9月13日	調査活動費（ガソリン料金）	4,794		4,794		2,397			
92	2019年9月21日	調査活動費（ガソリン料金）	4,009		4,009		2,005			
93	2019年10月13日	調査活動費（ガソリン料金）	4,110		4,110		2,055			
94	2019年10月16日	調査活動費（ガソリン料金）	3,594		3,594		1,797			
95	2019年10月21日	調査活動費（ガソリン料金）	2,074		2,074		1,037			
96	2019年11月5日	調査活動費（ガソリン料金）	2,926		2,926		1,463			
97	2019年11月17日	調査活動費（ガソリン料金）	4,797		4,797		2,399			
98	2019年12月1日	調査活動費（ガソリン料金）	4,974		4,974		2,487			
99	2019年12月20日	調査活動費（ガソリン料金）	2,888		2,888		1,444			
100	2019年12月31日	調査活動費（ガソリン料金）	2,363		2,363		1,182			
101	2020年1月11日	調査活動費（ガソリン料金）	6,320		6,320		3,160			
102	2020年1月24日	調査活動費（ガソリン料金）	6,325		6,325		3,163			
103	2020年2月10日	調査活動費（ガソリン料金）	6,310		6,310		3,155			
104	2020年2月24日	調査活動費（ガソリン料金）	2,905		2,905		1,453			
105	2020年2月29日	調査活動費（ガソリン料金）	3,028		3,028		1,514			
106	2020年3月9日	調査活動費（ガソリン料金）	2,302		2,302		1,151			
107	2020年3月13日	調査活動費（ガソリン料金）	5,530		5,530		2,765			
108	2019年5月10日	通信費	18,748		18,748		9,374			
109	2019年6月8日	通信費	15,800		15,800		7,900			
110	2019年7月7日	通信費	19,076		19,076		9,538			
111	2019年8月7日	通信費	16,070		16,070		8,035			
112	2019年9月8日	通信費	16,073		16,073		8,037			
113	2019年10月8日	通信費	17,145		17,145		8,573			
114	2019年11月7日	通信費	10,970		10,970		5,485			
115	2019年12月8日	通信費	15,088		15,088		7,544			
116	2020年1月10日	通信費	19,413		19,413		9,707			
2019年度合計							282,065	271,389		番号108から番号143までの通信費について、実際の支出額及び会計帳簿上の支出額は265,462円であるが、取支報告書に計上された額は年額の上限である240,000円となっている。実際の支出額の2分の1を政務活動費を充当すべき支出と認め、取支報告書に計上された240,000円から当該政務活動費を充当すべき支出と認めた額を控除した額である147,260円を、政務活動費を充当すべきでない支出と認める。

117	2020年2月7日	通信費	17,389		17,389		8,695
118	2020年3月8日	通信費	17,644		17,644		8,822
119	2020年4月7日	通信費	19,389		19,389		9,695
120	2019年5月10日	通信費	3,890		3,890		1,945
121	2019年6月8日	通信費	3,898		3,898		1,949
122	2019年7月7日	通信費	3,890		3,890		1,945
123	2019年8月7日	通信費	3,937		3,937		1,969
124	2019年9月8日	通信費	3,899		3,899		1,950
125	2019年10月8日	通信費	3,917		3,917		1,959
126	2019年11月7日	通信費	3,963		3,963		1,982
127	2019年12月8日	通信費	4,337		4,337		2,169
128	2020年1月10日	通信費	3,963		3,963		1,982
129	2020年2月7日	通信費	3,962		3,962		1,981
130	2020年3月8日	通信費	3,962		3,962		1,981
131	2020年4月7日	通信費	3,997		3,997		1,999
132	2019年5月	通信費	1,242		1,242		621
133	2019年6月	通信費	1,242		1,242		621
134	2019年7月	通信費	1,242		1,242		621
135	2019年8月	通信費	1,242		1,242		621
136	2019年9月	通信費	1,242		1,242		621
137	2019年10月	通信費	1,242		1,242		621
138	2019年11月	通信費	1,265		1,265		633
139	2019年12月	通信費	1,265		1,265		633
140	2020年1月	通信費	1,265		1,265		633
141	2020年2月	通信費	1,265		1,265		633
142	2020年3月	通信費	1,265		1,265		633
143	2020年4月	通信費	1,265		1,265		633
2019年度合計						205,030	178,970

**選ばれる町田をつくる会**

【2022年度】

番号	会計帳簿の日付	費目	領収書等の金額	ポイント	会計帳簿の金額	領収書等の金額からポイント分を控除した額と会計帳簿の金額が異なる理由	監査委員が確認した 政務活動費を充当する ことが認められる 支出額	監査委員が確認した 政務活動費を充当す べきでない支出額	注記
1	2023年3月21日	事務費	153,410		153,410		76,705	76,705	
2	2022年8月8日	事務費	146,060		146,060		73,030	73,030	
2022年度合計							149,735	149,735	

## 資料 1 (住民監査請求書)

### 住民監査請求書

#### 1 監査委員に求める措置

別紙一覧表に記載された政務活動費の支出は違法ないし不当なものであり、市長に対し、返還の請求をおこなうよう勧告することを求める。

#### 2 監査請求の要旨

##### (1) 法令等の定め

##### ア 地方自治法第100条第14項及び第16項の定め

1999（平成11）年の地方分権一括法の成立後、地方自治体の自己責任の範囲の拡大に伴い、地方議会の役割・機能も拡大し、議会の活性化、議員自身の審議能力、調査研究・政策形成力の強化が求められた。

その後、2012年の地方自治法改正で、「調査研究その他の活動」に拡大され、名称も政務活動費に変更された。なお、これを充てることのできる経費の範囲については、各自治体が条例により定めることとされた。

また、新たに定められた同法第100条第16項では、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

##### イ 町田市政務活動費交付条例の定め

##### (目的)

政務活動費の目的については、条例第1条で、町田市議会議員の「調査研究その他の活動に資する」とされている。

##### (会派)

第2条で、政務活動費は、会派（1人の会派を含む）に対して交付する、とされている。さらに、使途に定めている第5条でも、経費を充てる範囲は「会

派が行う」活動に要する経費に限定されており、議員個人がおこなう活動に対して支出することは許されていない。

#### (支出範囲)

政務活動費については第5条で、「調査研究、研修、広報、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」に要する経費に充てる、と定められている。

#### (使途基準)

第5条において、政務活動費については条例付属の別表で定める使途基準に従って使用する、と定められている。

#### (経理)

第6条では、会派に経理責任者を置く義務が定められている。この規定は、会派による統一性の確保や統制や会派代表者の組織運営についての統制（ガバナンス）を貫く趣旨である。

#### (収支報告)

第7条において、経理責任者は、毎年4月30日までに「領収書等を添えて」、前年度の「収入及び支出の報告書」を作成し、議長に提出するとされている。領収書の添付は、収支報告書の真正性を証し、記帳事項の根拠を明らかにさせることを目的としたものである。

透明性の確保は、議会、議員及び会派に対する市民からの信頼性を確保する上で大事な点で、最も重視されなければならない。

なお、収支報告書は議長に対して提出されるが、写しが市長に送付される。

#### (残余金の返還)

第8条において、会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において経費として支出した総額を控除した残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない、と定められている。

## ウ 同施行規則における定め

条例の施行規則第10条（会計帳簿の保存）では、会派の代表者に「収入及び支出に関する帳簿」（会計帳簿）を備えること、これを5年間保存することを義務付けている。

「備える」の意義は、いつでもそれを開示することに対応することを当然含んでいる。同じく、第10条の「保存の義務」についても、これを後日開示することを当然の前提としている。

## エ 運用指針における定め

町田市議会では、政務活動費に関し、各会派の「事務等の円滑かつ適正な運用を図る」ことを目的として、使途基準の運用指針を定めている。そこでは、支出項目ごとに「内容」「例示」及び「留意事項」が規定されているほか、「支出できない経費」が定められている。また、「定額・按分についての考え方」と領収書に関するルールも規定されているほか、備品の管理方法等に関するルールの定めがなされている。

かかる運用指針は、上記使途基準の内容を具体化し、支出が許される経費支出の範囲などについて明確にする趣旨で市議会が自主的に定めたものであるから、かかる運用指針に反する支出については、原則として、政務調査活動との合理的関連性及び必要性が認める余地がない。

### ①留意事項

調査活動費の自家用車の燃料費は、上限が定められていたが、2020（令和2）年に、（9）自家用車の燃料費は、「2分の1を支出できるものとする。」に改正されている。（令和2年2月21日本会議可決）

また、通信運搬費については、固定電話や、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料について、「具体的な使用実態を裏付ける証拠がない場合、2分の1とし、按分後の上限額は、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができる」と改正されている。（令和2年2月21日本会議可

決)

さらに、現在開催中の第17期町田市議会改革調査特別委員会では、事務費についても議論がなされた結果、「事務費は政務活動以外の括動と区分できない場合は2分の1を上限として充当できるものとする」(2024年8月20日委員会決定)との改正案を決定した。

## ②定額・按分

政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とすることになった。自家用車の燃料代、通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)について「一定の基準(定額を上限)で充当する」としていた従前の規定を削除している。(令和2年2月21日本会議可決)

按分については、「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合」に適用することが想定されている。

## (2) 政務活動費の交付等の状況

市長は、各会派に対し、2018(平成30)年、2019(平成31・令和元)年、2020(令和2)年、2021(令和3)年、2022(令和4)年の政務活動費を交付した。交付額は議員一人当たり月額6万円、年額72万円の計算によっている。

## (3) 監査を求める内容

ア 2024(令和5)年2月29日、東京裁判所(品田幸男裁判長)は、町田市議会政務活動費の2014年~2017年度の支出のうち、約1007万円について市長が返還請求をおこなうよう命じる判決を下した〔事件番号 令和2年(行ウ)第16号〕。同判決が確定した。

イ この判決では、市議会会派が行った多くの支出が違法とされたが、住民訴訟

の対象とならなかった2018（平成30）年度以降も各会派は同様の支出をおこなっている。こうした支出は違法（不当）であり、各会派は支出に相当する額を市に返還しなければならない。

裁判所が違法とした支出について、以下に判示部分を引用する。

#### ①調査活動費

##### <病院の駐車場代>

「病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が立証されたといえる。他方、会派自民党は、（中略）病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所であり、付近の現地調査のために利用されることもある等の主張をするが、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等のために上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、上記推認を覆すに足りない。（後略）本件各使途基準に適合しない支出であると認められる。」

##### <タクシー代>

「午前1時台から午前4時台に利用したものであることが認められるところ、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難く、（中略）上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、使途基準に適合していない支出であると認められる。」

##### <燃料費、ガソリン代>

「使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、議員の使用した車両は、政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合し

ていないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。」

## ②通信費

「議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いことを考慮すると、通信費として支出した金額の2分の1の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。」

## ③事務費

「市議会議員の活動は、その性質上後半かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の購入費については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能であるから、その2分の1を政務活動に資する備品等に係る経費であるものと推定しその限度で正当な支出であると認定するのが相当である。」

ウ 2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間に各会派がおこなった支出のなかに含まれる、上記の東京地方裁判所の判決で違法とされたものと同様の支出の詳細は別紙一覧表のとおりである。

かかる支出の総額は以下のとおりである（詳細は総括表記載のとおり）。

自由民主党	1, 822, 744円
公明党	1, 188, 126円
まちだ市民クラブ	2, 119, 973円
保守の会	1, 625, 537円
諸派（新井よしなお・矢口まゆ）	372, 123円
諸派（友井和彦）	628, 328円

諸派（藤田学）	47,150円
選ばれる町田をつくる会	149,735円

エ その後に解散した会派について

なお、会派のなかには、政務活動費の交付を受け、支出をおこなったあとに解散したものがある。解散した会派に所属していた議員らは、その後、他の議員らとともに別の会派を結成しているが、会派が解散にもかかわらず、かかる会派が引き続き返還義務を負っている。

(4) 監査請求に至る経過

ア 2024（令和6）年4月12日、申立人らは、町田市議会議長へ政務活動費の違法支出を繰り返さないための再発防止のための対策について、下記5項目の公開質問状を送付した。

**【質問項目】**

- 一、政務活動費の使途の透明性の確保のために、実際に支出した議員の名前を証憑類に明記することが必要と考えます。この点についていかにお考えでしょうか。
- 二、会計帳簿に支出した議員名を記載したうえで、帳簿を市民に公開することが不可欠であると考えます。また、会計帳簿の様式は議員が何のために支出したのか一目でわかるようにするため、帳簿の形式を統一する必要があると考えます。この点についていかにお考えでしょうか。
- 三、議会改革調査特別委員会において再発防止のためのルールについて議論し、それを運用指針に盛り込む必要があると考えます。その際には、パブリックコメントなど市民の意見が反映される手続きを踏むことが重要であると考えます。この点についていかがお考えでしょうか。
- 四、再発防止策として、支出内容を外部の専門家などによる検証委員会などの組織がチェックする体制を構築することが不可欠であると考えます。この点についてはいかがお考えでしょうか。

五、今回の裁判の対象となっていない2018年度以降の支出の中にも、東京地方裁判所で違法とされた支出と同様の支出が数多く含まれております。議会として、こうした支出についても検証し、違法な支出に該当するものを市に返還するお考えはあるのでしょうか。

同年5月10日、かかる質問に対し、議長より「各会派に共有させていただきました。引き続き、社会情勢を考慮しつつ、ご意見いただいた事項を含めて検討し、適正な運用に努めてまいります。」との返答があった。質問項目については全く具体的な答えを行わない不誠実なものであった。東京地方裁判所で下された判決について真摯に検討し、再発防止策を講じる姿勢を全く感じさせないもので、まるで違法判決が下された事がなかったかのような対応であった。申立人らは驚くほかなかった。

イ 同年6月12日、申立人らは、町田市議会6会派と諸派に対し、イの議長への公開質問状と同様の5項目の公開質問状を送付した。この質問状に対しては、全会派より回答が届いた。以下はその要約である。

(1) 質問項目1の『議員名を期すこと』については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派の回答は中身のないものであった。

(2) 質問項目2の『会計帳簿』については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派以外の5つの会派全てが、「会計帳簿については現在すでに書式が統一されている」とした。

(3) 質問項目3の『議会改革調査特別委員会において』については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派が、文言を統一し、「然るべき委員会で」と回答した。

(4) 質問事項5の『今回の判決で違法とされた支出と同様の2018年度以降の支出の返金』については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派以外の会派が判決に従って返金する意思を表示した

各会派の回答は以上のとおりである。質問事項2の回答で、「会計帳簿の様式

が統一されている」とした根拠は、公開されている町田市議会政務活動費の全ての会派の会計帳簿に「整理番号」「日付」「支出内容」「全額」「備考（数量等）」の欄がある、ということに尽きる。帳簿には支出した議員名が記載されていない。4月1日から始まるのではなく、突然6月の日付が出て来るもの、1月の日付から始まるものなど、およそ『会計帳簿』についての市民の常識からかけ離れたものであり、一般に通用するものではない。『会計帳簿』の作成を要求した趣旨をおよそ反映するものとは言えない。

また、質問事項3の回答は「然るべき委員会」とするだけで、「議会改革調査特別委員会」など具体的な委員会名がないものとどまっている。

質問事項5は、返金の時期が示されていなかった。

ウ 同年6月5日には、議会改革調査特別委員会が開催された。しかし、委員会の審議はわずか12分15秒で終わり、あっという間に「散会」となった。支出を違法とした2024年2月29日の東京地方裁判所の判決が確定してからすでに3ヵ月が経過しているなかで、ようやく開かれた議会改革調査特別委員会であったが、町田市総務部法制担当が「裁判の判決内容についての説明」をおこなっただけで終わった。判決を受けての反省の弁はひとこともなかった。判決について、また、今後の再発防止策について全く議論はされず、全員が「会派に持ちかえる」としただけに終わった。

エ 同年8月20日には議会改革調査特別委員会が再び開催されたが、この委員会で議会事務局がつくった町田市議会政務活動費使途基準の運用指針の変更案について以下の事項が決定された。

- ①「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員一人当たり各1部とする。」
- ②「事務費は、政務活動以外の活動と区分できない場合は2分の1を上限として充当できるものとする。」

上記の変更案は密室で決まったもので、かかる変更に関してどのような議論

がなされたのかは全く不明であった。

オ 同年9月19日、申立人らは、町田市議会議長へ要望書を提出した。議会改革調査特別委員会を傍聴した結果を踏まえ、『町田市議会6会派と、諸派への、再公開質問状』の、回答結果をもとに、第17期議会改革調査特別委員会の議題について、緊急に3つの提案をしたものである。

①町田市議会政務活動費の交付に関する施行規則第10条の改正し、会計帳簿に記載すべきと要求される項目などを明記すること。

②外部の専門家による会計帳簿チェックなど、政務活動費のあり方を審議する機関を設置すること。

③町田市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び使途基準の運用指針の改正案の広報及びパブリックコメントをすること。

カ 以上の経過が示しているように、町田市議会では、政務調査費・政務活動費の支出を違法とする東京地方裁判所の判決が確定した後も、かかる判決を踏まえて改善策や再発防止策について真摯に検討する姿勢は全く認められない。

住民訴訟の対象となったのは平成26から29年度の間での支出であるが、その後の年度でも同様の支出が繰り返されており、東京地方裁判所の判決で違法とされたものが多く含まれている。こうした支出については、当然ながら、返還されなければならないが、かかる返還もなされないまま、あいまいにされている。

以上の次第で本監査請求をおこなうに至った。

#### (5) 最後に

上記の東京地方裁判所の住民訴訟の前に、申立人らは監査委員会に対して監査請求をおこなったが、監査委員会は監査の要件を満たしていないとして、監査を行わなかった。地方自治法で定められた監査を行わない、ということは許されないことである。監査委員会が監査を行わないとした「根拠」は、東京地方裁判所の判決において明確に否定されているので、最後にその点を付言する。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を講じるよう請求する。

町田市監査委員 殿

令和6年11月28日

請求代表者

(略)

(注) 以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報については省略した。

2024年12月2日

町田市監査委員 様

監査請求人

(略)

補正書

2024年11月28日付けで提起した町田市住民監査請求について、下記のとおり補正します。

記

補正事項 1 住民監査の記載を改める事項

1 住民監査請求書 2 監査請求の要旨 (3) ウの公明党の支出の総額の「1, 188, 126円」を「879, 361円」に、諸派(新井よしなお・矢口まゆ)の支出の総額の「372, 123円」を「357, 123円」に、諸派(友井和彦)の支出の総額の「628, 328円」を「625, 861円」に改めます。

2 住民監査請求書別紙一覧表(違法支出額総括表)を次のとおり改めます。

(1) 公明党に係る違法支出額の表中、違法支出額事務費及び違法支出額合計の記載を次のとおり改めます。

【補正前】

違法支出額 事務費	63,612	115,920	71,910	120,935		
違法支出額 合計	879,361	115,920	71,910	120,935		1,188,126

【補正後】

違法支出額 事務費	63,612					
-----------	--------	--	--	--	--	--

違法支出額 合計	879,361					879,361
----------	---------	--	--	--	--	---------

- (2) 諸派（新井よしなお・矢口まゆ）に係る違法支出額の表中、2019年度の違法支出額通信費の「165,247」を「150,247」に、違法支出額合計の「200,689」を「185,689」に、返還請求額合計の「372,123」を「357,123」に改め、諸派（友井和彦）に係る違法支出額の表中、2018年度の違法支出額通信費の「115,464」を「112,997」に、違法支出額合計の「279,164」を「276,697」に、返還請求額合計の「628,328」を「625,861」に改めます。
- (3) 総合計の「7,953,716」を「7,627,484」に改めます。

#### 補正事項2 事実証明書の記載を改める事項

- 1 事実証明書の公明党に係る表中、2019年度から2021年度までの事務費に係る部分を削除し、合計の「1,188,126」を「879,361」に改めます。
- 2 事実証明書の諸派（新井よしなお・矢口まゆ）に係る表中2019年度の通信費の「165,247」を「150,247」に、合計の「372,123」を「357,123」に改め、事実証明書の諸派（友井和彦）に係る表中2018年度の通信費の「230,928」を「225,994」に、「115,464」を「112,997」に、合計の「628,328」を「625,861」に改めます。

#### 補正事項3 事実証明書の提出を求めるもの

住民監査請求書別紙一覧表（違法支出額総括表）に記載の2018（H30）年度の違法支出額に係る事実証明書を提出します。

（注）以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報については省略した。

## 事実証明書

- 1 違法支出額総括表及び各会派違法支出額に関する書類
- 2 領収書及び会計帳簿の写し